

福井県知事
栗田幸雄 様

2002年8月2日
部落解放同盟福井県連合会
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

部落問題の根本的な解決と福井県における人権政策確立に向けた要請書

冠省

今から80年前の、1922年3月3日、私たちの先輩達は、部落差別の撤廃と人権確立社会の到来を求めて全国水平社を創立し、「人の世に熱あれ 人間に光りあれ」と呼びかけた水平社宣言を採択しました。福井県においても1923年[Redacted]と[Redacted]水平社が創立されています。その後、日常公然と存在していた差別に対して糾弾を展開し、差別の撤廃を社会に訴えました。この糾弾は、軍隊内にも存在していた差別にまで及ぶものでありました。1935年には、融和事業完成10カ年計画が策定され部落差別撤廃に向けた施策が開始されましたが、時局が日中戦争から第2次世界大戦へと突入する中で、この計画も立ち消えとなりました。運動に対する弾圧が強化される中で、最後まで抵抗したものの水平社運動も自然消滅を余儀なくされるに至りました。

日本は、周辺諸国人民に筆舌に尽くしがたい被害を与え、自らも広島・長崎への原爆投下に象徴される被害を受けて敗戦しました。この戦争を深刻に反省することの中から戦争放棄、主権在民、基本的人権尊重を基本的な柱とする日本国憲法を制定しました。1946年2月に部落解放全国委員会として運動を再建した私たちの先輩達は、部落差別の撤廃を求めて、日本国憲法の中に差別撤廃に役立つ条項を盛り込むことを関係方面に要請しました。この結果、法の下での平等を定めた第14条に「社会的身分又は門地」との字句が、第24条には「婚姻の自由」に関する規定が盛り込まれました。

日本国憲法の中に、差別を否定する一般的な規定が盛り込まれはしたものの、それを具体化するための法制度の整備はなされませんでした。1950年代に入り、各地で一般施策が被差別部落を素通りしている実態が明らかになり、部落の実態に見合った施策の実施を求めた運動が展開されていきました。この取り組みは、やがて部落解放同盟(1955年改称)を中心とした国策樹立請願運動へと発展し、1965年8月、内閣同和对策審議会答申(同対審答申)が出されることとなりました。この答申では、「同和問題は、我が国におけるもっとも深刻な社会問題である」こと、「同和問題の早急な解決は国の責務であると同時に国民的な課題である」ことが明らかにされました。

この答申を受け、1969年7月、同和对策事業特別措置法が制定され、本年3月末まで、一連の特別措置法に基づく施策が実施されてきました。この結果、部落差別の実態は、住環境面を中心に改善されてきました。しかしながら、生活や教育、就労や産業等の実態は今日なおも格差が存在しています。差別意識も結婚問題を中心に依然として根深いものがありますし、悪質な差別事件も後を絶っていません。このため、私たちは、1985年5月、各階各層の人々と連携し部落問題の根本的な解決に役立つ「部落解放基本法案」を取りまとめ、その実現を求めた国民運動を本格的に開始しました。2002年7月現在、部落解放基本法案を踏まえた部落差別撤廃・人権擁護条例は722の自治体に達しています。福井県におい

ては、部落差別撤廃・人権条例は、高浜町のみであります。

一方、日本は国際人権規約（1979年）、人種差別撤廃条約（1995年）を締結し、これらの条約の履行状況を報告した政府報告書の審査もそれぞれの条約委員会で行われてきました。その結果出された勧告の中では、部落問題解決に向けた政府の取り組みの必要性が明確に盛り込まれています。

1996年5月、地域改善対策協議会意見具申が出されました。この中で、部落差別の現状について、これまでの取り組みによって改善されてきたものの依然として重大な社会問題であるとし、同対審答申の基本精神を踏まえ、今後とも国、地方公共団体、国民が一体となってこの問題の解決に取り組むことの必要性を指摘しました。そして、今後求められる基本的方法として、①差別意識を払拭するための教育・啓発、②人権侵害の効果的な救済等、③生活や教育、職業や産業面等で存在している格差の是正、④施策の適正化、が指摘されました。

この内、教育・啓発については、2000年12月、人権教育および人権啓発の推進に関する法律（「人権教育・啓発推進法」）が公布・施行されました。今後、真に部落差別意識を撤廃し人権文化を創造していくため、この法律の具体化が求められています。人権侵害の救済等については、第154通常国会に人権擁護法案が上程されていますが、1993年に国連総会で採択された国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）を踏まえたものとなっていないという問題があります。さらに、生活や教育、職業や産業面等で存在している格差を是正するために、今後一般施策を活用・創設していくこと、被差別部落を含む周辺地域をも人権が尊重されたまちに作り替えていく取り組みが求められています。

2001年4月、地方分権一括法が施行され、国と自治体は法的には対等の存在となり、いくつかの権限が自治体に委譲されました。この結果、部落差別の撤廃と人権の確立についても、国のみならず、自治体の果たす役割は従来以上大きなものとなってきています。

昨年8月から9月にかけて、国連主催で反人種主義・差別撤廃世界会議が南アフリカのダーバンで開催されました。この会議で採択された「宣言」と「行動計画」の中では、21世紀を平和で人々に豊かな生活を保障していく世紀としていくために、国際的な連携の下で、差別を撤廃し人権を確立していくことの必要性が強調されました。

かくして、世界はもとより日本、さらには自治体においても差別の撤廃と人権確立は、もっとも重要な課題となってきています。水平社宣言、日本国憲法、同対審答申、部落解放基本法案、地対協意見具申（1996年5月）、国際人権規約、人種差別撤廃条約、ダーバン宣言・行動計画等を踏まえ、部落問題の根本的な解決を速やかに達成し人権実現社会を構築するために、福井県に対し以下の要請をいたします。

記

【基本要請】

1. 人権擁護法案に関して、以下の事項を政府をはじめ関係方面に要請されたい。

(1) 内閣同和对策審議会答申、悪質な部落差別事件の実態、日本が締結した国際人権諸条約、国内人権機関の設置に関する原則（パリ原則）等を踏まえ、抜本修正を行うこと。

(2) 人権に関する定義として、「日本国憲法、国際人権規約をはじめとする日本が締結した人権条約で定められた人権である」ことを明確に盛り込むこと。

(3) 禁止の対象に、「部落民を皆殺しにせよ」といった集団に対する差別扇動、部落差別身元調査を加えること。

(4) 「人権委員会」を法務省の外局ではなく、内閣府の外局またはパリ原則を踏まえた独立委員会とすること。

(5) 少なくとも都道府県単位にも「人権委員会」を設置すること。

(6) 「人権委員会」の事務局は、人権に精通した職員を人権委員会が独自に採用できるようにすること。

(7) マスメディアによる人権侵害は一般救済の対象にとどめること。

(8) 人権擁護委員を抜本的に見直し、人権相談員（仮称）として一定の研修を義務づけ、有給化すること。

(9) 人権委員会が、わが同盟を始めとする人権NGOとの積極的な連携を図ることを明記すること。

2. 実態調査の実施に関して

(1) 県として、早急に全面的な部落実態調査を実施されたい。

(2) 国のレベルでも、早急に全面的な部落実態調査を実施するよう、政府に要請されたい。

(3) 内閣総理大臣をはじめ各大臣による部落視察を実施するよう、政府に要請されたい。

3. 「法」期限切れ後の同和行政に関して

(1) 96年5月の地域改善対策協議会意見具申を踏まえられたい。特に、以下の指摘を踏まえられたい。

①「（同和問題の解決は）依然として我が国における重大な課題と言わざるを得ない。」

②「同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的責務である。」

- ③「その（同対審答申）精神をふまえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。」
- ④「同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。」
- ⑤「同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取り組みを人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題である。」
- ⑥「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取り組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」
- ⑦「同対審答申は、『部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない』と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことはいうまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」

(2) 一般施策を活用（創設も含む）し、今後いかにして部落差別の撤廃をはかっていくかを明らかにされたい。とくに、上記の視点を踏まえた基本方針、基本計画を明らかにされたい。

(3) 部落問題解決に関わった総合調整・企画立案機能を持った体制を整備されたい。

(4) 国に対して、以下の要請をされたい。

- ①「地対財特法」期限切れ後の部落問題解決に向けた基本方針、基本計画を策定すること。
- ②部落問題解決に向け総合調整・企画立案機能をもった体制を内閣府に設置すること。
- ③各省庁においても部落問題解決に向けた体制を整備すること。

4. 人権行政の推進に関して

- (1) これまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造されたい。
- (2) あらゆる部の施策に人権の視点を盛り込まれたい。
- (3) 人権行政を推進していくための基本方針、基本計画を策定されたい。
- (4) 人権行政を推進していくための審議会を設置されたい。

(5) NPOによる人権行政の推進、人権のまちづくりを積極的に支援されたい。

(6) 国に対して、以下の要請を行われたい。

①これまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造すること。

②あらゆる府省庁の施策に人権の視点を盛りこむこと。

③人権行政を推進していくための基本方針、基本計画を策定すること。

④人権行政を推進していくための審議会を設置すること。

⑤人権省又は人権庁を設置すること。当面内閣府の中に人権局を設置すること。

⑥自治体やNGO、NPOによる人権行政の推進、人権のまちづくりを積極的に支援すること。

⑦人権行政を推進し、人権のまちづくりを支援していくための根拠となる法律を整備すること。

5. 「人権教育・啓発推進法」の具体化に関して

(1) 「人権教育・啓発推進法」を広く県民に普及・宣伝されたい。

(2) 「人権教育・啓発推進法」をうけた「人権教育・啓発基本計画」を策定されたい。

(3) 人権教育・啓発の取組状況を毎年報告されたい。

(4) 人権教育・啓発に取り組むNPOを積極的に支援されたい。

(5) 国に対して、以下の要請をされたい。

①2001年度の取り組みに関する年次報告を明らかにすること。とくに、年次報告提出の時期、年次報告の枠組み、策定方式を明らかにすること。

②カリキュラムやテキストを策定し、特定職業従事者に対する人権教育・啓発を強化すること。

③自治体やNGOによる人権教育・啓発を積極的に支援すること。

④「基本計画」を早期に改訂すること。とりわけ人権NGOを敵視した国権主義的な部分を

削除すること。

⑤「基本計画」の改訂に当たっては、専門家、自治体、NGO等の参画を得た懇話会を設置すること。

⑥(財)人権教育・啓発推進センターの役員と職員へ、被差別の当事者、人権教育に関わってきた専門家やNGOが積極的に参画できるように、抜本的に改組すること。

6. 差別撤廃・人権確立を求めた国際的な潮流との連帯に関して

(1)日本が締結した国際人権規約や人種差別撤廃条約、さらにはこれらの条約委員会から出された日本に対する勧告を県職員、県民に普及・宣伝し、県内での実施に取り組むこと。

(2)国に対して、以下の要請をされたい。

①自由権規約委員会、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会から出された部落差別撤廃に向けた勧告を誠実に履行すること。

②自由権規約の第1・第2選択議定書の批准、人種差別撤廃条約の第14条の受け入れを行うこと。

③社会権規約や人種差別撤廃条約の留保条項を撤回すること。

④自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約に関する政府報告書の策定に当たって、関係NGOとの建設的な対話を実施すること。

⑤「人権教育のための国連10年」に関する取り組みを強化するとともに、日本の取り組みを国連人権高等弁務官事務所に報告すること。また、これまでの取り組みを総括し「第2次10年」に取り組むよう、日本政府としても国連人権高等弁務官事務所等関係方面へ積極的な働きかけること。

⑥昨年8・9月南アフリカのダーバンで開催された反人種主義・差別撤廃世界会議で採択された「宣言」・「行動計画」を普及・宣伝するとともに国内行動計画を策定すること。その際、NGOとの連携を図ること。

⑦2003年は、世界人権宣言55周年にあたる。この年に、国連人権高等弁務官事務所等と連携をとり、人権に関する有意義な国際会議を日本の地で開催すること。

2002年8月22日

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目

【独自要求】

- 1 人権啓発推進のための市町村連絡協議会（首長レベル）をつくってほしい。
- 2 県が実施したとされる県民意識調査について、結果はどうであったか。そのことについてどう考えるか。
- 3 特措法の成果を損なうことのないようにする為の方策をどうするかを明らかにされたい。
 - ・ 同和加配教員の配置と活用
 - ・ 解放奨学金の周知徹底
- 4 [REDACTED]を充実していくための支援をしてほしい。
- 5 [REDACTED]事業に関わる推進計画を明らかにされたい。
- 6 [REDACTED]の管理費用を助成されたい。
- 7 [REDACTED]原因を明らかにし改善されたい。

【基本要項】

- 1 「法」期限切れ後の同和行政に関して
 - (1) 一般施策を活用（創設も含む）し、今後いかにして部落差別の撤廃をはかっていくかを明らかにされたい。とくに、上記の視点をふまえた基本方針、基本計画を明らかにされたい。
- 2 実態調査の実施に関して
 - (1) 県として、早急に全面的な部落実態調査を実施されたい。
- 3 人権行政の推進に関して
 - (1) これまでの同和行政の成果をふまえ、人権行政を創造されたい。
 - (2) 人権行政を推進していくための基本方針、基本計画を策定されたい。
- 4 「人権教育・啓発推進法」の具体化に関して
 - (1) 「人権教育・啓発推進法」を広く県民に普及・宣伝されたい。
 - (2) 「人権教育・啓発推進法」をうけた「人権教育・啓発基本計画」を策定されたい。
 - (3) 「人権教育・啓発基本計画」を各自治体が制定するよう指導されたい。
- 5 人権擁護法案に関して、以下の事項を政府をはじめ関係方面に要請されたい。別添『部落問題の根本的な解決と福井県における人権政策確立に向けた要請書』の記の1の(1)～(9)について

部落問題解決に向けた福井県に対する独自要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

14.8.22

要求項目	回答
<p>1 人権啓発推進のための市町村連絡協議会（首長レベル）を作ってほしい。</p>	<p>平成11年11月、人権啓発を連携・協力して行うことを目的に、県内の国、県、市町村等、人権啓発活動を行う機関で構成する「福井県人権啓発活動ネットワーク協議会」が設置された。 これまで、この協議会では、ふれあい人権フェアや人権週間啓発を県その他関係機関と連携・協力して行ってきたところである。 県としては、この協議会と連携を密にしながら、人権啓発に積極的に取り組んでいきたい。 また、「市町村人権・同和問題啓発主管課長会議」を開催し、県と市町村との意志疎通を密にし、人権施策の効果的な推進に努めている。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する独自要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

14. 8. 22

要 求 項 目	回 答
<p>2 県が実施したとされる県民意識調査について、結果はどうであったか。そのことについてどう考えるか。</p>	<p>県では、平成13年度に「人権問題に関する県民意識」をテーマとした県政アンケートを初めて実施した。</p> <p>質問総数は20問で、うち人権全般が4問、同和問題が8問、その他の分野が8問という内訳となっている。</p> <p>人権全般の4問については、次のとおりとなっている。</p> <p>① 「今の日本は、基本的人権が尊重されている社会と思うか」という問に対して、「そう思う」、「どちらといえばそう思う」が75%、「そう思わない」、「どちらといえばそう思わない」が21.6%である。</p> <p>② 「これまで、自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか」という問に対して、「侵害されたと思ったことがある」が29.1%である。</p> <p>③ 侵害されたと思った人に対して行った質問で、「どのような対応をしたか」という問に対して、「身近な人に相談した」が40.6%、「黙って我慢した」が41.4%である。</p> <p>④ 「もし、人権が侵害された場合、まずどのように対応をするか」という問に対して、「身近な人に相談する」が42.8%、「相談機関に相談する」が24.1%、「黙って我慢する」が3%である。</p> <p>このほか、女性の問題については、男女の役割を性別により固定的に考える傾向が色濃く残っていたり、ハンセン病については、「言葉を知っているが、どのような病気であるか知らない」、「まったく知らない」が合わせて33.6%となっている。</p> <p>この県政アンケートを通じて、今後とも基本的人権が尊重される社会を形成するために、県民全体の問題としてとらえ、さらに人権教育・啓発に関するきめ細かな施策を積極的に進める必要があると考えている。</p>

また、同和問題の8問については、次のとおりであり、平成5年総務庁調査の全国値とほぼ同様の数値となった。

- ① 同和地区、同和問題に対する認知度については「少し知っている」が45%で最も多く、次に「よく知っている」が39%という結果になった。
- ② 同和地区、同和問題の認知方法については「家族から」が30%で最も多く、次に「テレビ、本から」が16.9%という結果になった。
- ③ 同和地区の起源については「江戸時代の支配者によって、民衆を支配する手段としてつくられた」が52.1%で最も多く、次に「人種(民族)が違う」が15.3%という結果になった。
- ④ 同和地区出身者に対する差別の原因についての複数回答では「同和地区に対する偏見が強く、人々の人権意識が低いから」が55.7ポイントで最も多く、次に「世間では同和問題に関する話題をなんとなく避ける傾向にあるから」が36ポイントという結果になった。
- ⑤ 隣近所の人と同和地区の人であることがわかった場合の態度については「これまでと同じように親しくつきあう」が78.6%で最も多く、次に「表面的にはつきあうが、できるだけつきあいはさけていく」が18.0%という結果になった。
- ⑥ 結婚に対する態度(既婚者)では「子供の意思が強ければしかたがない」が49.3%で最も多く、次に「子供の意思を尊重する。親が口出しすべきでない」が36.4%という結果になった。
結婚に対する態度(未婚者)では「親の説得に全力を傾けたのち、自分の意志を貫いて結婚する」が56.7%で最も多く、次に「自分の意志を貫いて結婚する」が22.4%という結果になった。
- ⑦ 同和問題の解決に対するあなたの態度については「自分も市民の一人としてこの問題の解決に努力すべき」が41.3%で最も多く、次に「なりゆきにまかせるよりしかたがない」が23.6%という結果になった。
- ⑧ 同和問題を解決するためのあなたの考え方についての複数回答では「同和地区外の人によく理解してもらい、差別をしない人権尊重の意識を高める」が43.5ポイントで最も多く、次に「同和地区の人が、差別に負けないように努力し、積極的に行政や同和地区外の人に働きかけていく」が37.4ポイントという結果になった。

このことから、差別意識の解消に向けての教育・啓発が今後とも重要であると考えている。

部落問題解決に向けた福井県に対する独自要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

14. 8. 22

要 求 項 目	回 答
<p>3 特措法の成果を損なうことのないようにする為の方策をどうするかを明らかにされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和加配教員の配置と活用 ・ 解放奨学金の周知徹底 	<p>本年3月をもって地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効したため、経過措置分を除いて地域改善対策修学奨励金が廃止されるとともに、同和加配もなくなった。</p> <p>そこで、県では、経済的理由により修学が困難な生徒に対する支援策として、福井県奨学育英資金貸付金を拡充するとともに、同制度の資格要件を緩和した。</p> <p>今後とも、経済的理由によって本県の子弟が進学を断念することのないよう、町教育委員会等関係機関とも連携をとりながら、修学支援を進めていきたい。</p> <p>また、同和加配については、県全体で推進しているきめ細かな指導のための教員加配の中で、教育上の格差の解消に向けて努力していきたい。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する独自要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

14. 8. 22

要求項目	回答
4 [redacted]を充実していくための支援をしてほしい。	[redacted]整備および運営については、平成9年度より一般対策で対応しているところであり、今後とも、その確保に努めてまいりたい。 なお、[redacted]充実については、[redacted]十分に協議をしていただきたい。 県としては、[redacted]計画を聞く中で検討していきたい。

部落問題解決に向けた福井県に対する独自要求項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

14.8.22

要求項目	回答																														
<p>5. [redacted] 事業に関わる推進計画を明らかにされたい。</p>	<p>[redacted] 事業については、[redacted] 計画を踏まえて、県の事業を推進してまいりたい。 事業内容としては、切土工、道路工、駐車場、芝生広場、公園の造成整備を予定しており、事業完成は平成17年度を見込んでいる。</p> <p style="text-align: center;">年次計画案</p> <table border="1" data-bbox="840 651 2072 1204"> <thead> <tr> <th></th> <th>H14年度</th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切土工</td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路工 (公園区域内県道)</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> </tr> <tr> <td>芝生広場</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>公園造成</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>		H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	切土工	←		→		道路工 (公園区域内県道)			←	→	駐車場				←	芝生広場			←	→	公園造成			←	→
	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度																											
切土工	←		→																												
道路工 (公園区域内県道)			←	→																											
駐車場				←																											
芝生広場			←	→																											
公園造成			←	→																											

部落問題解決に向けた福井県に対する独自要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

14.8.22

要 求 項 目	回 答
6 [redacted]の[redacted]管理費用を助成されたい。	管理費用の負担が軽減される方法を検討し、[redacted]の在り方などを相互に協議のうえ、適切な措置を講ずる。

部落問題解決に向けた福井県に対する独自要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

14. 8. 22

要 求 項 目	回 答
<p>7. [redacted]に[redacted]が原因を明らかにし改善されたい。</p>	<p>[redacted]る原因としては、[redacted]と[redacted]による[redacted]するためと思われるので、[redacted]把握しながら[redacted]など[redacted]努める。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する基本要項項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

14. 8. 22

要 求 項 目	回 答
<p>1 「法」期限切れ後の同和行政に関して 一般施策を活用（創設も含む）し、今後いかにして部落差別の撤廃を図っていくかを明らかにされたい。 特に、上記の視点を踏まえた基本方針、基本計画を明らかにされたい。</p>	<p>一般施策の活用にあたっては、関係市町、関係団体の意見を聞く中で、地域の状況や事業の必要性の確かな把握のもと対応してまいりたい。 教育、産業、就労等の残された課題については、福井県新長期構想「福井21世紀ビジョン」および「第2次中期事業実施計画」に基づき、教育に関しては“心豊かな「学習福井」の創造”、産業に関しては“独創性と活力あふれる「産業福井」の創造”、特に、就労に関しては「安定した就業機会の確保」に掲げた一般施策により、同和問題の解決に取り組んでまいりたい。 また、教育・啓発については「人権教育のための国連10年」福井県行動計画に掲げられた「多様な教育・啓発活動の推進」、「推進体制の整備・充実」、「誰もが参加しやすい雰囲気づくり」、「就職の機会均等の推進」に基づき実施してまいりたい。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する基本要項項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

14. 8. 22

要 求 項 目	回 答
<p>2 実態調査の実施に関して 県として、早急に全面的な部落実態調査を実施されたい。</p>	<p>昨年の交渉の中で、「先進的な他県を調査するとともに、関係市町の中にもさまざまな考えがあることから、関係方面の意見を聞く中で研究したい」と回答したが、そのことを踏まえ、鳥取県を視察するとともに本県関係市町・運動団体の意見を伺い、調整を行ってきた。</p> <p>調整の結果、多くの関係市町および運動団体は個々人のプライバシーに関わる調査の実施に消極的または否定的な考えを持っていることから、県としては生活実態面までの調査は現在のところ難しいと考えている。</p> <p>本県としては、今なお、同和問題は深刻にして重大な社会問題であると認識しており、今後も真摯に取り組んでまいりたい。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する基本要望項目回答 (部落解放同盟福井県連合会)

14.8.22

要 求 項 目	回 答
<p>3 人権行政の推進に関して</p> <p>(1) これまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造されたい。</p> <p>(2) 人権行政を推進していくための基本方針、基本計画を策定されたい。</p>	<p>同和問題は人権行政の重要な柱であり、「人権教育のための国連10年」福井県行動計画に基づき総合的かつ効果的に推進してまいりたい。</p> <p>本県では、平成9年に策定した福井県新長期構想の施策の柱である「豊かな心を育む県民風土の醸成」の中で、「人権意識の高揚」を主要な施策として掲げるなど、人権行政を積極的に推進してきた。</p> <p>また、平成11年には、本県の人権行政の指針であるとともに、県における様々な人権教育施策の基本計画である「人権教育のための国連10年」福井県行動計画を策定した。</p> <p>なお、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」などを踏まえ、本年度中にこの行動計画を見直すこととしており、併せて人権条例の制定作業を進めている。</p>

部落問題解決に向けた福井県に対する基本要項項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

14. 8. 22

要 求 項 目	回 答
<p>4 「人権教育・啓発推進法」の具体化 に関して</p> <p>(1) 「人権教育・啓発推進法」を広く県民に普及・宣伝されたい。</p> <p>(2) 「人権教育・啓発推進法」をうけた「人権教育・啓発基本計画」を策定されたい。</p> <p>(3) 「人権教育・啓発基本計画」を各自自治体が制定するよう指導されたい。</p>	<p>人権啓発フェスティバルを始め、人権週間の行事や広報活動等を通じて普及・啓発に努めてまいりたい。</p> <p>本県においては、人権を尊重する社会を実現するという理念のもと、平成11年に人権教育・啓発に関する事項を盛り込んだ「人権教育のための国連10年」福井県行動計画を策定している。これは、平成12年に制定されたこの法律に基づく基本計画を先取りした内容となっている。</p> <p>県内では、高浜町が本年4月、「人権教育のための国連10年」の行動計画を策定し、また、県では本年度中に行動計画を見直すこととしており、併せて人権条例の制定作業を進めているが、これらを契機として、市町村の基本計画策定の機運が盛り上がっていくものと考えている。</p> <p>今後もあらゆる機会を通じて、先進事例等、保有する情報を提供するなど、市町村の取組みを積極的に指導・支援してまいりたい。</p>

部落解放同盟との懇談会記録

日時 平成14年8月22日(木) 13:30~16:32

場所 福井県若狭図書学習センター 講堂

出席者 【部落解放同盟】(55名)

福井県連合会

中央本部・他県役員

【福井県】(40名)

仲井福祉環境部長、旭嶺南振興局長ほか(別紙出席者名簿のとおり)

(2名)(オブザーバーとして)

(進行:)

部落解放同盟福井県連あいさつ

こんにちは。今日は、一昨日ぐらいから非常に爽やかな天候となりまして、今日は過ごしやすい天候になりました。とは言うものの、福井の方から遠路皆さんに、沢山の40名近い県行政の方々お集まりいただきまして、私たちの要求事項について真剣に取り組んでいただくことを大変ありがたいと思います。まあ今、司会が言いましたように、我々も今後は将来を含めて今までも同じでしたけれども、今年は特に節目の年に当たるということで中央本部からもをはじめ8名の方の、書記を入れると、書記や記者を入れると10名の中央本部から応援に駆けつけてくれました。また支部員も今までになく沢山の者が集まって今日の交渉の様子を伺っています。天候が爽やかなだけ我々自身も、また答えていただく県行政の方もそういう気持ちで真剣に取り組んでいただけるものと思います。今も言いましたように、33年前に同和対策事業特別措置法という法律によって同和対策が、それまでにもありましたけれども、法律で決められた同和対策がスタートしたわけです。33年間経った今、過去を振り返ってみて果たして我々が満足するような成果があったか言うと、非常に疑問に思うわけです。環境については皆さん自身の県行政の方々の努力によって非常に良くなった。ところが県民意識調査にもありますけれども、県が行われた意識調査です。その中にもありますけれど、差別意識はそれでは殆ど無くなったかと言うと余り変わらない。特に、悪質な差別事件が発生しています。一昨年、県の整備事業として整備されたのですが、そこに新しい便所が造られた。ところがその便所にこういう落書があったと。部落民や各朝鮮人はこんな便所はもったいない。こういうような、非常に悪質で、同和地区の人間は一段と低い地位に位置に居るのが当然、いう考えがあるわけです。またもう一つ、一昨年やっぱり差別発言事件がありました。これはね、宗教者による差別発言。宗教者いうよりも、です。た。どういう発言やったかいうと、部落民うちの息子が結婚するようになったら、結婚したい言うたら私は絶対反対します。それはねどういう会合やったかという、

を先頭に沢山の仏教者が研修に回るとる。その中でね、毎年研修を受けておりながら、私は毎年研修を受けておる。だから、研修のことについては建て前上は差別をはいかんいうことはよう分っとるけども、本音はあんたも本音はそうと違うんじゃないか。こういうことを言うたそう。まあ非常に大事になって、寄れど我々も交渉していったわけですけど、今日はそういうことやなしに、交渉の立場ですんで、まあそういうことで、差別事件が、大阪におります、ここにも中央執行委員さんなんかは、あちらの方からやから来ておられるわけですけど、地元、悪質な地元の調査をして差別を事象した時期もありました。まあそういうことできりがいいわけなんです全国的に見ても。だから環境が良くなって我々は33年前に10年間の時限立法で差別をなくするいうて、国は言い県行政は、我々一生懸命やって差別的なものを、あらゆる差別を排除するそういうふうに宣言されたわけですけど、環境改善が整った割に差別意識がなくなっていない。そういうものを、何故そうなのかいうことを私たちは17年前に部落解放基本法という法律を制定するように国に求め、県行政の中にも協力を仰いで、差別が続発する、それを無くするためにはどういうふうに取り組んだらいいのかいうことを真剣に考えて欲しいいうことで提案したわけです。17年、15年目ぐらいに、一昨年こういうことにやっと国も気が付いて人権啓発推進法という法律をつくって、人権や啓発が大事や言うことが分ってきた。ところが、そういう法律を元にしてまだ不十分ですけど、最近、人権擁護法という法律が、目下法律案が国会に上程されているわけです、いま審議中なんですけれども。こういうものについて、今日も一番最後にこの法案について説明をして、そして皆さんに行政としての協力を仰ぎたいと思うんですけども、そういうことで我々が一生懸命やって皆さんが努力された割に、差別意識はなくなっていない。こういうことを真剣に反省する中で今日の交渉を進めてみたいと思う。ちょっと長くなりましたけれども、真剣な討論の中で建設的な意見をお願いして私の挨拶と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

部落解放同盟中央本部あいさつ

失礼をいたします。今日は福井県行政の皆様方、福祉部長を先頭に沢山の出席をいただきましてまずは敬意を表したいと思います。私、部落解放同盟中央本部の同時にしております。今日は本部代表という立場で参加をさせていただきました。さて、いまから部分、この間の経過そして今に至るまでを語っていただいたわけでありまして、私のほうからは、そこをできるだけ避けてご挨拶を申し上げたいと思います。さて、今年の3月31日にいわゆる特別措置法というものが期限切れを迎えたわけでありまして、そういう意味では今年の4月以降ですね、特別対策という手法ではなくて一般対策に工夫を凝らした形での同和行政というものを進めていかなければならぬ、こういうことに相成ったわけでございます。ちなみに96年のいわゆる地対協意見具申を先刻御承知いただいているかと思っておりますけれども、そこにこのように書かれております。特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、率直に申し上げて、福井におけるですね同和対策行政というものは相当立ち遅れてきた、そういう経緯が少なくともあったかと、このように思っております。そういうことも視野に入れながら地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる、このように書いているわけでありまして。にもかかわらずと申しますか、率直に言って全国的にですね、法期限切れと同時に同和対策におさらばを告げていこうというような動きが極一部かもしれませんが見られています。本福井県行政にあってはですね、断じてそのようなことが無いようにですね、是非

ともお願い申し上げたいというふうに思っております。[redacted]がっしゃいましたように、環境改善等々、ハードな面、本来であればですね、それさえ解決をすれば部落問題に対する差別的な動きというものも、おのずから無くなっていくだろうと考えられてきたわけでありまして、そうではないという事実がですね、ここに来てますますハッキリしてきているわけでありまして。今日は[redacted]も出席を3人程してくれておりますけれども、[redacted]意識調査を見ましても、例えば20年前、30年前と部落に対する[redacted]意識というものは、進んでいる部分は確かにありますけれども、その基本的な部分は変わっておりません。殆ど変わっていないのではないのかというように感じざるをえないことが出ております。そういう意味ではですね、特別対策が終わってそして一般対策に工夫を凝らしてという、この4月以降そうなんです。本当の意味での同和行政の始まりになるのではないかとこのように思っております。ひいてはこういうチャンスということが言われていますけれども、法が切れたからピンチだということでは決してなくて、むしろこれから基礎がですね、本当の意味での同和行政を創りあげていくべき、そういう時代に入ったという共通意識をですね、今日皆様方と私の間で確認をしたうえで、じゃ今年度以降ですねこの福井において同和対策の完成のために、なにをどのようにして行けば良いのかということを確認をし合っていくことが出来ればというふうに思っております。人権擁護法案の問題等々、かなり山積をしていますけれども、それは私たちにとってだけの課題ということではなくて、福井県自身にとっても人権行政を確立していくうえについての極めて大切な問題であろうと、このように思っておりますので、ぜひ今日その意見をきたんなく出し合う中で中身のある制度が受けられますように、心から期待を申し上げまして本部を代表しての挨拶といれさせていただきます、よろしくお願い申し上げます。

県側あいさつ (仲井福祉環境部長)

どうもご苦労様でございます。県の福祉環境部長の仲井でございます。よろしくお願いいたします。開会にあたりまして、県の出席者を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。本日は部落解放同盟福井県連盟の連合会更には[redacted]様並びに中央本部の皆様方の御出席を賜りまして、この懇談会を開催される、開催することが出来ますことを感謝申し上げます。また皆様方には日頃から同和対策事業の推進につきましては、何かと御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申し上げたいと思います。県では、同和対策は我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかる深刻かつ重大な問題であると認識いたしますとともに、その早期解決に向けまして昭和44年から特別措置法の施行以来、33年間にわたりまして、国もしくは市町村の協力のもとに、一体となりまして特別対策を実施してきたところでございますが、先般、地対財特法が失効するに至りまして、今後の施策ニーズに対しましては、他の地域と同様に所要の一般対策によって対応することになったわけでございます。国におきましては、教育・就労等にかかります一般対策の活用が円滑に行われることが必要だというふうに考えております。また人権教育啓発につきましては、国および我々地方公共団体を始めといたしまして、学校や職域等それぞれの機関で取り組んできたわけでございますが、いまだ先ほどからもお話ありましたように、様々な人権に関わる不当な差別、その他の人権侵害が見受けられるわけでございますが、そういったことから、引き続き人権教育・人権啓発活動を推進していく必要があるというふうに考えているわけございまして、国に対しましても、我々といたしましても要望活動を続けていきたいというふうに考えております。また一方、このような時期にあたり県といたしましては、今後とも関係市町をはじめといたしまして、関係者の御意見を伺いながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握これらに努めた上で、所要の対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございますが、今までにも増しまして、皆様方か

ら直接ご意見をお聞きできるこのような懇談の場が、今後ともより重要になるのではないかと
うふうに考えているところでございます。只今から、先日ご提示をいただきました要望事項につ
きまして、福祉環境部を始めといたしまして関係所属の出席者から、それぞれ回答させていた
きますので、よろしくお願いを申し上げます。本日の懇談が実り多いものとなりますようご祈念
いたしまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

解放同盟側出席者自己紹介

(福井県連、中央本部の順に、最前列向かって左から右、右から2列目5人目まで)

県側出席者自己紹介

(仲井福祉環境部長から席表に記載の職員のみ番号順に)

が県連独自要求を読み上げる)

(13:45~)

県側から各要求項目に対する回答を一括して順に読み上げ

- 1 人権啓発推進のための市町村連絡協議会(首長レベル)を作ってほしい
(野坂県民生活部次長が回答読み上げ)
- 2 県が実施したとされる県民意識調査について、結果はどうであったか。
そのことについてどう考えるか。
(野坂県民生活部次長が回答読み上げ)
(和田福祉政策課長が回答読み上げ)
- 3 特措法の成果を損なうことのないようにする為の方策をどうするかを明らかにされたい。 ・同和加配教員の配置と活用 ・解放奨学金の周知徹底
(佐々木教育庁次長が回答読み上げ)
- 4 政を充実していくための支援をしてほしい
(和田福祉政策課長が回答読み上げ)
- 5 事業に関わる推進計画を明らかにされたい。
(旭嶺南振興局長が回答読み上げ)
- 6 の管理費用を助成されたい。
(定政小浜土木事務所長が回答読み上げ)
- 7 に が原因を明らかにし改善されたい。
(定政小浜土木事務所長が回答読み上げ)

各独自要求項目に対する回答について質疑応答

1 人権啓発推進のための市町村連絡協議会(首長レベル)を作してほしい

まず、一番のねこれの、毎年ずっと要求しているんですけども、前回の回答も全く同じ回答ね。確かにこの平成11年やったかな、福井県人権啓発活動ネットワークこれは法務局が主だと思っ
たんですね。それはそんでいいと思うんですよ。しかし目的が違うと思うんだこれは。あくまでも
法務省さんがやね、単に啓発をやってるPRをやってるそういうことをやっていると、いう感じ
ですね。だからパンフレットとかそういうものがありますし、対策とかそういうものもみなあると、
とにかく市町村を教育せえと、いう感じあると思うんだな。我々要求しているのは、そういうこ
とだけじゃないわけ。35市町村が人権行政をどういうふうに進めていくかと。人権行政とい
うと、何も啓発だけじゃないわけです。我々から言うと同和問題をそれぞれ市町村がどういうふう
に理解し、また最初の〈聴取不能〉市町村はそれを解除させるための制度をどういうふうにして
いくかということなんですけども。しかし、それを特に啓発といっても、各市町村の間で違うわ
の。各市町村がそうしたり、ほいでまた各市町村中に人権行政をどうやって行くかという中身を
やっぱ考えていかなならん。そういう中身を充実していかない限り、単にその時その時、1年に
1回か2回か知らないですけども、垂幕とかPRやチラシを配るとそれだけじゃならん。どこも
一緒やの。そうするとやね、是非中身のあるものを県の行政主体として、また県の各市町村の主
体的な活動としてやって欲しいということや。そうするとやで、やっぱそれなりの組織を作って、
それぞれがお互いに研究し合い、情報交換し合いながら、自分とこの市町村はこういうふう
にやっ
ていこうと、いう方向がな一番いいんだな。だからそういうことをしない限りは、やはり県全
体の各市町村の、やはりトップクラスの人材入ったそういう会開いて、識者の方が入った強力な
やっぱ組織を作っていたらいいかなと、現在33年に渡ってずっとやって来ているけれども、対象
地区のある市町村は別にしてあとは殆どと言うと語弊があるかもしれないけれども、人権問題も
勿論だけでも同和問題も本当に知らないと言うのが現状でしょう。そういうことをいつまでもや
ってたらいかんわけよ、それは。そのためにですね、やっぱり各市町村が主体となった、また県
がそう推薦したというか各市町村が主体的に取り組むだけの組織を作って欲しいということな
んだな。だから法務省がやっておられる、ほれはほれでいいと思いますよ。ただ、それに乗っか
かって話をごまかすんじゃないかなあと私は思う。例えばやね、近教線を作るそういうものを
やる時に期成同盟会を作るわな。重要なことや。だからこそ、たぶん、市長や村長やら議長や
その他そういうメンバーが中心になって組織を作るとるわけよ。この我々が言う人権問題、同和
問題のそれはそういう問題よりもいい加減なんか、これ聞きたい。それと同等、それ以上に重要
なんでしょ。ならばやね、各市長村が主体的に取り組むようなそういう組織を作って、各市町村
別々にしてそんなもんやれるわけないんね。やりたくないんやからそれは。それ全部の市町村を
取り組むためにこういう組織を作ってお互いに情報交換し、それを研究し合いながら前向きに取
り組んで行かない限り、今の福井県の現状は断言できない、そう私は危機感を持つとった。持っ
ていた。だから何とかそれを作って一時的にそういうものに取り組むようなことにならないかと、
こういうふうに考えてみた。ところが、あんたんとこの回答はなんのことやない、人がやっ
てる事に乗っかっていい加減に済ますという考えやとここに書いた。他でないあんたらが書いと
る。それとどう書いとる。もう一回はつきり言うてよ。

新町生活企画課長

生活企画課でございます。ただ今のご質問をお受けいたしましてお答えを申し上げます。まず

ここに書いてあります福井県の人権啓発活動ネットワーク協議会でございますけれども、ただ今おっしゃっている法務局が主となって出来上がった組織でございます、事務局も福井の法務局が扱っている組織でございます。ですけれども、ここに書いてありますように、ふれあい人権フェアとか人権週間啓発これは県の事業でございます、県の方で企画を立てまして個々へ図りながらいろんな意見をいただきながら、いろんな各種事業を展開しているところでございます。こういった所と連携をとっているということでご理解をいただきたいと思っております。

それは、そこはそれでいいんじゃない。

新町生活企画課長

はい。

各市町村がどういうふうにも人権行政の中で、同和問題なり人権問題をしっかり取り組んでいるんかということやな。

新町生活企画課長

つぎに、ここでも書いてありますが、市町村の主管課長会議ということが書いてございますけれども、県といたしましては、住民に身近な市町村の意見を聞く場といたしまして、また、市町村同士の自由な意見という情報交換、こういった為には担当課長レベルの会議を開くことが効率的であり効果的であるというふうな認識の基で、この課長会議を開いているところでございます。ここではいろんな話題が、話題と言いますか議題が個々に持ち寄りまして、県庁の各課から出てきていただいて説明また意見交換する場としているところでございます。

だから主管課いうんだから、なにも同和問題とか人権問題だけ扱っている課じゃないわな。他の課の中で関係した課、同和問題、人権問題に関係した課が集まっての話やろ。だからあくまでそれだけの課じゃないわけよ、仕組みじゃないわけよ。だから難しいことじゃないしに、何故その同和問題なりやな人権問題についてのやね、あえて組織が作れないんだということ。だからなにもこの主管課があかんという事じゃないですよ。この主管課の範囲にすることはあかんというんじゃないですよ。だけどそういうことよりも、やはり人権問題、同和問題だけについての、考えていくまた進めていくそういう仕組みを作って欲しいということですよな、これは。だからその仕組みを作ったらそこにメンバーとして各首長が入っている、そういうクラスの人が入っていると、そういう事でない問題を考える時いつもそのね、ついでにという考えがいつもするわけよ。だから福井県が全体がやね、もっと人権問題、同和問題について各市町村がしっかりやっていくという姿勢がやっぱ見えてきとるんなら何もこんな事言わないですわ。ずーっと回って見るとそうやないでしょ。人権週間にしたってさチラシ一つも貼るような所が極わずかや。そういうことを見たらね各市町村どんだけ取り組んでいるか皆さん点検しに行ったらいいんだ。これは私は今日は回答出るかどうかわらんけども、これもとことんやっていきたいと思う。こればかり話しても時間ないから、是非前向きに検討して欲しいと思っております。ちょっと前向きに考えられんかな。

新町生活企画課長

今申し上げた課長会議でございますけれども、今年も既に1回開催しておりまして、先ほども申し上げましたけれども各課からいろんな議題を出していただいて、その中には地対財特法の有効とか特別対策の終了とかまたは人権擁護教育についてと、その他公正採用の選考についてというふうないろんな議題が広く討議されたところでございます。非常に活発に活用されているというふうに私どもは認識しておりまして、これで対応して参りたいというふうに今は思っております。

あの、ちょっといいですか。あのね、先ほど自己紹介の中で言いましたように、私、**〇〇**なんです。もう課長さん良くご存知いただいているとは思いますが、**〇〇**はです。〇〇町村同和問題啓発連絡協議会という、略称です。啓発連協というのが出来まして、**〇〇**の**〇〇**の首長、これを含む含まないに関わらず首長がそのそれぞれの本部長になって協議会が作られているわけですね。県はオブザーバーとしての参加をしておる。そういう形態なんですけれども。そういう形を福井県では求めているわけですね。それについて真っ当に答えていただきたいと思うんです。去年と答えが同じだというふうに聞きましたので、こういう制度はいけないんだと思うんです。福井県のこの人権啓発活動ネットワーク協議会というのは法務局の主導だと、こういうことですね。間違いありませんね。その法務局、あるいはその本省であるところの法務省の姿勢を、今、人権擁護法案等々に関わってですね私どもは厳しく追究しているところですよ。例えば、個人情報保護法案の問題でありますとか住基ネット問題でありますとかですね、国民的な批判に今法務省自身さらされているわけですね。その法務省が例えばこの福井県内において人権擁護に関わって具体的にどんなことをすることが出来てきたのかという総括もきちんとしなきゃいかん、いけないわけなんです。課長そうですね。つぎのこの第2問の意識調査結果を聞いておりますけれども、その中でもきちんと現れているんじゃないですか。つまりですね、これまで人権の、人権を含め侵害されたと思った場合にですね、どのように対処したかという質問を県自身なさっているわけですね。その際にですね黙って我慢したと言う人が41.4%もあるわけですよ。ということはですね、殆どこれ法務省がですねあるいは法務局にはこの人権侵害を受けた人が相談に行っていないという事実を逆にこれ示しているわけですね。私たちはそういうことを問題として国に人権委員会をそして地方にも人権委員会をという要求を今しているところなんです。そういう法務省の出先であるところの法務局を主体にしたこのネットワーク、それはそれとして続けていただいているいいですけども、私がとにかく冒頭言いましたように、**〇〇**は**〇〇**部落含む含まないに関わらず首長がですねこの啓発の先頭に立って、その責任をですねきちんと持とうとしておる。そういう事実を捉えてですね改めてその検討をしたい。こう思うんです。

時間無いですから、これの、あんたら本当に啓発をやる気があるのか無いかがそれが気になるんですわ、こういうと。ほんとに今重要なんならね、**〇〇**も言われたようにですね、どこでもそれみんな一緒にやっているとによってそれが出来ているわけですから、やっぱりそこら辺をせなならんとワシは思う。それによってですね皆さんとこの財政が響くわけでもないやない。あなたたちがやる気一つで出来るわけじゃ。だからその辺から気になるのが是非啓発をやらなにかんと言いながらも具体的には見えてこないこうも言える。是非ひとつ前向きに取り組んで欲しいと思います。仲井部長、ちょっと一言言うてよ。

仲井福祉環境部長

我々といたしましては、今、課長がご説明したとおりだというふうに思っどるわけですが、これは全般に言えることではございますが、全国レベルかつ都道府県ごとの状況というものを我々といたしましては十分認識をしながら人権行政、同和行政を進めていっているところでございます。また個々に一番必要だなというふうに我々思っておりますのは、やはり地域、地域ごとの地域の特性っていうもんがございまして、我々はこの33年間、県連との良好な関係を保ちながら今まで進めてきたというふうに考えております。したがって、特に県といたしましては、地域性の重要性を十分考えながら、今後とも検討していきたいなというふうに思っております。

とにかくな、個々の市町村の内容を調べてみなさい。あなたが言うような形が通っているかどうか。私もずいぶん10年前からでも、ずーっと35市町村回って2回も3回も回った。行くたんびににですな何にもやたらん。それが33年間の中身や。だから文書の中には前向き前向きという話するけども、その結果どうやっているかいう検証してみた。同じ検証してみた結果、非常にどうにもならんという危機意識を持つわけよ。このままでは福井県の人権啓発が本当に基本的に、極々低能であった、例にならない、違うん。もういっぺん、もう少し検討してほしい。やれんことやない、やれんほど忙しいならやらなあかん。なかなかうまくいかんけど。

2 県が実施したとされる県民意識調査について、結果はどうであったか。そのことについてどう考えるか

同じ問題ばかりやっとな時間がないので、2番目の県民意識調査に移りたいと思うんですけど、この、ぼくはこれを見て何を目的にこの意識調査をして、そしてどういうことをこれから評価していかなければいけないのか考えとらえているのか、ちょっと判らないわけです。我々よりもよっぽど優秀な方々が集まっておられる県庁職員は、例えばねこの理解的に分って意識調査をされた、結果はこれで良くわかると思う。ところが、どのような対策をして立てるのかということになってくると教育、啓発の重要性がわかったとか、教育、啓発を進めたとか、一番最後に1行ぐらいに書かれておるわけです。これじゃ果たしてどういう啓発を進めていくのか、啓発や教育いうてもいろいろな方法がある。どういう啓発をされているのか、どういう教育をされているのか、これ問題点がどこにあるのか、この県民意識調査の中でどういう問題点が浮き彫りになったのか、その問題点を解決するために教育啓発でどのような方法で解決をしていくのか。そういうことが全く書かれておられないわけです。一つ一つ、例えばここで、例えば侵害された人に対して行った質問で、どのような対応したのかという問に対して身近な人に相談した40.6%、黙って我慢した41.4%、ここで問題点はなんなのか、こういう問題点が何故出て、こういうような意識調査の結果が出てきたのか、分析せないかんとする。ところがそういう分析は全くなされてない。そしてその問題に対して、黙って我慢したというものに対してどのような啓発をしていくのか、全くそういう一番肝心なところが1行で済まされて、意識調査いうですからこういう方々しか出来なかったのかなあと思うんですけども、やはりこれは意識調査するには、するからには、問題をゼロにしてそれを解決するためにするのやと思うんです。ただ県民意識がどうやったかということ調べるなら、この一番最後のこれはねえ、この調査全体に教育や啓発や大事やいうのは、もうわりきったことなんです。調査をした結果これは大事やということが分ってきたかどうかいう、こういうことについて我々は聞いたかったわけです。そういうことについて、どのような考え方を持っておられるのかお聞かせ願えればありがたいと思います。以上です。

和田福祉政策課長

私の方から調査結果ということで、いま問題点を明らかにするというのが言われましたので、少し補足をさせていただきたいと思います。回答のほうでは後は特に同和問題について8問聞いておりますけれども、平成5年の総務省結果全国値とほぼ同様の結果という出ておりますけれども、少し補足いたしますと、平成5年度行った時福井県の分と今回13年度の分と比較した時に、いわゆる同和問題について正しい認識を持っている人ということが全体に増えている状況でもありますし、また隣近所との交際であるとか或いは結婚に対する態度を見ましても望ましい認識を持つ、正しい認識をもつ傾向には徐々になってきているのかなあと思います。ただ一方、この同和地区の起源についての問に対してもそうですし、また結婚に対する態度、結婚の問題または隣近所との付き合いに対する態度ということを見ましても、まだまだその同和地区の人に対する偏見、差別、いまなお根強く残っているというような結果であるのではないのかなあと思っております。こういう結果を踏まえて、したがって我々としては今後引き続き様々な教育啓発を通じまして、誤った考え方を是正していく、また差別を許さないという意識を養っていくということが必要ではないかなというふうに考えている次第でございます。

ひとつ聞きたいんやけどね。あんたらこれアンケートこれ、どのように理解してるんか知らんけども、いまそのアンケート、どんなのがある、4番、まる4。同和地区出身者に対する差別の原因についての複数回答ではね、同和地区に対する偏見が強く、人々の人権意識が低い、これが55%出とるなあ。一般の人がね同和地区に対する偏見があるんということをいうとるんや。そやろ。もう一つにね、実態調査をちょっと開いてみるな。実態調査こんなふう書いてある。あなたは今日でも同和地区出身者に対する差別があると思いますか。あると思うのは46%、過半数があると思ってるんや。同和地区の差別がないと思ってるのはあんたらたちだけちゃう。一般の人がこう認識しとるのに君らどんな認識しとるん。問題意識はつきり出とる。不十分なアンケートではあっても出とる出とるんや。46%の人があると。同和地区に対する差別がありますよ、ちゃんと答えとるんや。それを考えるにはどうしたらいいか、あんたら考えてみいや。あんたらに引き続きちつとも危機感を持つとらんわねほれ。あんたら以上に一般の人はそういうふうにしてるんや。しっかり認識しとるがな。差別される方はしっかりしとらへんよ。差別する方がやな部落差別はありますとはつきり言つとる。差別される側として言い返すのはほんと初めてだけでも、誰もが皆、みんな100%皆、差別受けてる思うよ。そういう危機感が、認識の甘さが君らにあるさかいに、先ほどの問題かて、いい加減な話出てくる。まあそろそろ次のところでいいですけども、私そう思うな。もう了解するところは了解して次いこ！

申しますが、ご案内のように、
なんですが、被差別部落のですね、全国の被差別部落の縮図というものが、農村、都市部落あり都市近郊ありそしてまた農村部落あり山間僻地の部落あるし。したがって、その様々なこの同和地区数も被差別部落数でもあります。という特徴からこの人権、同和問題中心した人権教育、啓発に関わって、一様になかなか都市で進めるんと農村で進めるんと、そこのその地域の実態に異なります。したがって、これまで積んだり崩したり、とりわけこの、という所は先言うた状況の他に、我々運動体と県の行政との様々な問題ありましてシツクリ行ってなかったわけですが、最近になって、とりわけ
という人が人権擁護施策推進法ができて、その設けられた審議会が設置されて、その審議会の委員になられてから、今度の人権教育啓発法それから人権擁護法案これに向けての質問、またおそらく指示されたという機会がありまして我々も前知事と接触する、それからそれを受け継いだ後の知事以後、知事です、前副知事です。この人になりましてから積極的にとにかく知恵を出し合おうということで我々運動団体と行政、それから民間で同和教育協議会というものがありますが、それからもうひとつは第3セクターで人権啓発協会というものがございますが、その4者で協議をしながら、いかにこう人権啓発、進めかたそれからあり方、研究その様々なものの考えの人たちの意見もちろんスタッフの意見もお伝えしながら、人権、啓発、総合推進し2年前に作りまして今本格的になってますが、そのように具体的に、おそらく話が続きますが、この福井県に今聞いてますと、この実態を踏まえて様々な教育やそれから啓発をしたい、こう簡単に言われるんですが、もう少し具体的にね、今後、この実態をみて、厳しい実態をみて、このように進めていきたいという展望というか希望というかそういうものを少し簡単どころじゃなしに、この実態を見ればこのようにして進めたい、そういうことが私どもは聞かせてほしいわけです。同和对策室長も来られておりますけども、県の方ともこのように進めていきたいという考え方あれば聞かせていただきたいこのように思います。

いまのこのアンケート結果また県の取り組みということについて、非常に厳しいご指摘をいただいたなと思っております。我々といたしましても、同和問題に対して正しい認識を持っていただけに普及啓発これまでもやってきたところでもありますけども、先ほど申しましたけど、今回の調査結果、私見までも一部では成果が現れていると思えますけども、一方で正しい認識がまだまだ浸透してないということも事実だと思えます。今後特に、今なかなか、その県がやっているその人権、教育啓発というのは重要じゃないやないかという話がありました。なかなか見えてこないということが今ご指摘があったかと思えます。我々としても職場や地域の中で今後どういうふうに啓発普及をしていくかという課題だと考えています。より効果的な手法と申しまして、これから少しそれについては検討をしていきたいと思ってるんですが、いま県の方で人権教育のための国連10年福井県行動計画の改定、見直しを行ってます。そういう中でどうやっていくか、検討していきたいと思ってます。一つは今回のアンケート結果、結果出ましたので出来ればこういう調査結果に見られるような実態を、もっと市町村を含めた形で或いは関係者を含めた形で理解していただく、また正しい認識を持っていただくように我々としましても努力していきたいなと思っております。

ちよつとよろしいですか。マイク無でも聞こえますね。すいません。今ほど私どもの県との取り組みを報告をさせていただきました。張っています。アンケート調査についてちよつと質問意見含めてなんですけども、アンケートの調査結果ってのは極めてきっちりとした分析なければ具体的な取り組みの方法ってのが出てこないですよ。今ほど色々立派なお言葉でご回答いただいたわけなんですけども、例えば、結婚に対する質問の項で子供の意思が強ければしかたがない49.3%、裏返して言うならば、部落の人間と交際して結婚に至った、結婚するという相談があった場合反対するということですね。つまり子供の意思が弱ければ結婚を許さないということですね。我々の側から言わせてもらえば結婚を反対する人が約50%半数いるということ。これは非常に深刻な我々自身深刻な問題だなあとこのように思ってるんです。もう一つはこの調査が、このアンケート調査がどういう形でやられたかというのをひとつ質問したいんですけども、の場合でも意識調査って実はやられたんですが、例えば何人に対してやったのか、或いはそのうち有効回答数がいくらあったのか、例えばですよ、100人の県民を対象にしたと。その時に50人が答えなかった、無回答。残り50人が答えてこの結果だ。その50人中でどう分析するのかこれ問題ですよ。100人が答えなかったということは、100人が同和問題、人権問題に無関心だ、人だということだということですよ。そういう無回答数のサンプル数そのことを示したうえでこの結果を分析する必要があるだろうと思うのです。それともう一つかかって、最初に戻って申し訳ないんですけども、ネットワーク協議会の件についてですね、ちよつと僕言い残してしまったことがあるんですが、兵庫でもネットワーク構想ということで県と協議進めております。その中にここでも書いてあるんですけども、例えば、県その他関係機関と連携、協力してとあります。この中に当事者団体は入っているんでしょうか。解放同盟は入っているんでしょうか。当事者団体、関係機関と連携、協力して差別を受けてる当事者団体が入っているんだろうかどうかという問題だと思うんですね。解放同盟のことを言ってるわけじゃないですよ。女性団体、女性問題を扱ってる団体、障害者問題に取り組んでる団体或いは在日外国人問題に取り組んでる団体、様々な被差別マイノリティの団体があるわけですね。こういう具体的な差別問題を通しての啓発をしないと心豊かな県民を、心豊かなというそういうこう組み替えるような調査だけで啓発をやるっちは、非常にこう実効ある啓発に

ならないのではないかという気がするわけです。差別は具体的なもんです。具体的なものであると同時に具体的な形で啓発をやっていかないと、僕の言うこと分りますね。その時に当事者団体の意見をどこで汲み取るのかということですね。それからその、も言われたように法務局主導のそういう組織でそれが出るのかどうか、というふうに非常に疑問を感じるわけですね。だから、きちんとした県連代表危惧している市町村の連絡協議会を、首長含めての連絡協議会を作れというのはそこにもあるわけです。意見と質問です。さっきのあのアンケートについてのやり方、スタンス等こと、いま分ればお答えください。

新町生活企画課長

生活企画課でございます。アンケートのやり方等についての質問、私のほうからご回答申し上げます。これは調査対象といたしまして県政広聴員というのがおりますけれども、それ250人とその県政広聴員を通して選んだ20歳以上の県民を対象、標本数といたしましては1,000人でございます。回答でございますけれども、回答は864ということでこの内有効回答数は862となっております。男女の区別で申し上げますと49.3%が男性、50.7%が女性ということでございまして、年代別でも20代から70代まで幅広く域を満たしてるところでございます。正式の報告書の中では地区別とか職業別とかこういったところで各質問を全部分析をいたしているところでございます。


県政広聴員とか、県政…

新町生活企画課長

県政広聴員と申します。


その方は何されてるわけですか。

新町生活企画課長

いろんな県行政その他について県民とのパイプ役といいますか、色んな意見を吸い上げる方でございます。

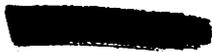

その方がその他750人のサンプルを選んだんですか。

新町生活企画課長

そういうことです。

新町生活企画課長

一般県民の中からこういった県政広聴員選ばれてまして、毎年お願いをいたしてるところでございます。


統計的には何か偏りが出たりとかいう専門家の分析に対する意見とかありました。

新町生活企画課長

特に聞いておりません。この県政アンケートでございますけれども、昭和46年から実施をいたしております。毎回こういった報告で実施をしているところでございます。

- 3 特措法の成果を損なうことのないようにする為の方策をどうするかを明らかにされたい。・同和加配教員の配置と活用 ・解放奨学金の周知徹底
- 4 [redacted]を充実していくための支援をしてほしい。

[redacted]

まだまだこの2番について質問があるかと思うんですけども、時間的なものもあります。先、進みたいと思うんですけども、3番については高校奨学金問題とか加配教員問題などがあるんですけども、これについてはちょっと時間的な部分もありますので、若狭、嶺南振興局の中の教育事務所長さんもお見えですし、高等学校の課長さんや義務教育の課長さんなどもお見えですので、我々また後で嶺南教育事務所長さんとかにお聞きして、義務教育の課長さんやとか高校の課長さんばっか、ちょっとどういうふうになつとるかということ相談していただいて、嶺南振興、嶺南教育事務所長さんと後でお話して回答受けたいと思います。ちょっと時間的に申し訳ないんですけど、いま回答していただくといんですけども、後が非常に大事なものが控えておりますので、3番は…、教育事務所長さんそんなことでよろしいか。(嶺南教育事務所に了解を採る) はい、そんならお願いします。後で後で時間があればさせていただくということで、ちょっと4番移らせていただきます。[redacted]の充実していくための支援をしてほしいということをお願いしとるわけですけども、[redacted]担当者というのは今日はお見えですかいね。

和田福祉政策課長

私のところが担当となっております。

[redacted]

あのね、非常にこう大雑把な回答で、我々自身 [redacted] 政が今後どうあるべきかということについて、十分に考え、検討して方針を出しとるわけやないもんでね、なかなかどういうふうにして行ったらいいのかいう、ところが県行政の回答は他人事のように町とこの運動体と良く相談して協議していただきたいと書いてあるんですけども、これでは県はそういう方針が出ない限り支援はしないということなんですか。あのね、僕はこれちょっと勉強して、勉強いうよりも色々聞いて、地域支援計画というのが市町村がこしらえないかん。県はこれに対する支援計画を出さないかん。ところが町と協議をして、十分協議していただきたいいうたら私ら、県は全く、その立場で傍観的な立場に聞こえるんですけども、こういった点で県がもう少し真剣にこの我々がやりたい事、例えばどういう事をしたいか言う、自立支援について自立支援言うたら我々はやっぱり色々な事で自立したいわけです。ところがこういうふうな自立したらいいのか、そういう専門的なアドバイスを受けられない。だからそういうものを支援するようなアドバイスを出来るような人間を配置しなければいけない。人権啓発交流センターいうでっかい性格を持って、そこで一般町民との交流をしたり、またそこで啓発活動したりいうようなところを作っていきたい。それから人権情報センター、これについてはやっぱり啓発やそういうものを発信する基地、また受信する基地そういうものにしてきたい。これら色々構想はあるんですけども、どのように立ち上げていったらいいのかということが今のところ分らない。だから、そういう面について他人事のように言わないで、やっぱりこういう方法が、例えば、[redacted]についてこういう方法があり、助成金をこういう方法で採れるんだと。色々な事を考えていただく必要があるんじゃないかと思うんです。そういうことをちょっとお尋ねしたいと思うんですけども。

和田福祉政策課長

いま自立支援の事業或いは交流といったことも話がございましたが、これにつきまして[REDACTED]
[REDACTED]ってこういう[REDACTED]すとか、[REDACTED]主体性っていうのはあくまで尊重されてきたんで
すけども、ただ、もちろん県として[REDACTED]相談しながら、[REDACTED]の計画に対して相談に乗りながら実施
検討していくスタンスになると思います。もちろん[REDACTED]に関するこの事業というの
は、国庫補助、国の補助が付く仕組みにもなっていますので、国の方ともまた県と、県の方でま
た相談しながら進めていくことになるわけですが、実際これ、町の方で計画、話が出
てくるということであれば、県としても相談に乗っていくという構えでおりますし、またそういう今、
[REDACTED]に対する助成、一般対策としてございますので、そうした対策を活用した形で、ぜひ我々
としても[REDACTED]というのは人権同和問題に対する[REDACTED]と思いますので、そう
いう施策を活用して各種事業を展開していただくということが望ましいと思っております。

[REDACTED]
これについては15年度からそういう計画が国やか市町村がスタートさせるようなことを
聞くんですけども、そういう中で我々色々な計画、ちょっと今のところ、こういう事をやってい
きたいんやいう事を一つの物について絞り込めておりません。だからそういうことの中で、また
乗って参りたいと思うわけですけども。

(しばらく間、同盟側の司会進行について相談)

- 5 [redacted] 事業に関わる推進計画を明かにされたい。
- 6 [redacted] の管理費用を助成されたい。
- 7 [redacted] 明らかにし改善されたい。

[redacted]
それじゃあね、後の [redacted] こと、次の [redacted] のこと、それから [redacted] [redacted] についてのことだとか、そういうことについては小浜土木事務所との話し合いをしましたので、大筋県の方から快い回答をいただいておりますので、この問題についてはこの程度でおきたいと思う。

[redacted]
それでは一言申しますが、[redacted] がいま言いましたように、この土木の関係は、関連関係は、これ事業部の関係ですのでここまで明確に具体的に施策して、これらの行政のルールでしっかりととらまえていただいたということで、これは感謝を申し上げます。ひとつ今後課題として残されたあの執行した段階ではしっかりと、いくら計画が立派なものであろうとも、いわゆる行政マンのとらまえかた全てそうなんです、特に事業面はしっかりとしたちゅうことになってください。

[redacted]
それでは独自要求の項目については十分な回答をしていただけなかった面もあるんですけども、時間的な都合もありますので、基本要求、これが基本、我々が解放運動の中で基本になる、一番大事なものということ、これは福井県連だけが提出しとるもんやないんです。これは全国の都府県連でやっておる共通の問題なん。だから我々福井県だけがトップを抜いて反対方向へ走って行くいうわけにいかんと思います。そういうことで真剣に皆さんのご参加をお願いしたいと思います。それでは基本要求について。

[redacted] (司会進行)

それでは続きまして基本要求項目に入ります。要求項目を [redacted] が読み上げます。

[redacted] (基本要求を読み上げる)

[redacted]
これ以外にもう一つ人権擁護法案について、県が考え方を示して欲しいという文書があったんですけども、これはいま書かれておらないんですけども、人権擁護法案については口頭で答える、真剣にこういうことについて県の行政として答えていくさかいにことで、文書に出来ないのなら口頭で答えていただきたいと申してありますので、5番目に人権擁護法案についての考え方、また要請行動をお願いしたいということが入っておりますので、それを付け加えておきます

県側から各要求項目に対する回答を一括して順に読み上げ

1 「法」期限切れ後の同和行政に関して

一般施策を活用（創設も含む）し、今後いかにして部落差別の撤廃を図っていくかを明らかにされたい。

特に、上記の視点を踏まえた基本方針、基本計画を明らかにされたい。

（和田福祉政策課長が回答読み上げ）

2 実態調査の実施に関して

県として、早急に全面的な部落実態調査を実施されたい。

（和田福祉政策課長が回答読み上げ）

3 人権行政の推進に関して

① これまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造されたい。

② 人権行政を推進していくための基本方針、基本計画を策定されたい。

（野坂県民生活部次長が回答読み上げ）

4 「人権教育・啓発推進法」の具体化に関して

① 「人権教育・啓発推進法」を広く県民に普及・宣伝されたい。

② 「人権教育・啓発推進法」をうけた「人権教育・啓発基本計画」を策定されたい。

③ 「人権教育・啓発基本計画」を各自治体が制定するように指導されたい。

（野坂県民生活部次長が回答読み上げ）

5 人権擁護法案に関して、以下の事項を政府をはじめ各関係方面に要請されたい。

（野坂県民生活部次長が口頭で回答する）

それでは、皆さんお疲れやと思いますので、10分間のトイレ休憩をしてもらった後、再開させていただきたいと思いますので、そういうことで3時10分にここにまたお集まりください。それではお願いします。

（休憩 15:01）

各基本要素項目に対する回答について質疑応答

1 「法」期限切れ後の同和行政に関して

一般施策を活用（創設も含む）し、今後いかにして部落差別の撤廃を図っていくかを明らかにされたい。

特に、上記の視点を踏まえた基本方針、基本計画を明らかにされたい。

それでは慌ただしいですが、次に会合を再開させていただきます。それではいま県の方からご説明あったんですけれども基本要素部分について。

そしたら私の方から時間の関係もありますので凝縮をしてですね、再度問題提起をさせていただきたいと思います。まず基本要素1のですね「法」期限切れ後の同和行政に関してでございますけれども、県の答えは要するに、いま現に現実に存在しています新長期構想でありますとか或いは学習福井でありますとか産業福井でありますとか、そういうようなことで対応していくということが一つと。それから人権教育のための国連10年福井県行動計画に沿ってやっていきたい、こういうことですよ。部長、間違いないですよ。そこで申し上げたいのなんですけれども、意見具申96年の、そこにはどのように書いてございましたか。これは室長にお聞きしましょうか。一般対策でやっていく。そういうような中身でしたか、室長。

齊藤同和対策室長

大体そのように認識しております。

大体って。そこに工夫という言葉が入ってませんか。どうやって工夫するんですか。同和問題の解決のために、一般対策をどうやって工夫をするというふうに県としてお考えなのか、室長どうですか。

齊藤同和対策室長

ですから一般対策で掲げられている長期構想ですとか、そういう事業を実施する中で工夫を凝らしていきたい。

いや、長期構想の実施、長期構想いう、部落問題の具体的な解決方法について明記されてるんですか。「法」期限切れ後の部落問題の解決の方策について明記されてるんですか。されてないわけでしょ。

齊藤同和対策室長

そうです。

そうでしょ。では、どうやって工夫を凝らすんですか。意見具申に書いてあるでしょ。それを守らなければならないかんのでしょ、県の行政は。

和田福祉政策課長

お尋ねの件、おそらく教育、産業、就労等のところと思うんですけども、これにつきましてはまさに、ここにご回答させていただきましたけれども、一般対策ということで同和地区であるか同和地区でないかということをお問はず、その地域の状況であるとか、また事業の必要性に応じて必要な施策を講じて…

あ、あのね、先ほど [] 要求ありましたよね。 [] 関わって一般対策、もうどうの昔から移行してる、そんなことこちらは百も承知している。しかし、それに関わって96年の意見具申を受けてね、 [] 関わって新しい4つの事業が一般対策として創設されたでしょ。室長知ってるそれ。

齊藤同和対策室長

はい。

なんですか。

齊藤同和対策室長

それでその事業は知っておりますけれども、福井県としては現在ですと、 [] とかその方々と [] それから部落解放同盟福井県連の方々と先日も []、 [] についてどうしたら良いか話し合ってきたというところです。

話し合いをしていただくのはいいです。具体的にどんな課題があって、どういう事業を導入することによって、 [] なら [] ですね同和対策が進んでいくのかということに関わって、すでに既定の路線が引かれているわけじゃないですか。

齊藤同和対策室長

原則は引かれていますけども…

それはまだ導入してないでしょ。

齊藤同和対策室長

ですから先日も []、 [] ご相談いたしまして、こういう仕事をして行きたいと、それにつきまして、これから今後ご相談に乗っていきこうと、そんなふうに話し合いをしました。

地域交流促進事業とかありますね。例えば一つ揚げれば、それってやれてますか国に対して。まだでしょ。ていうことは何もやっていないということ。そうじゃないですか。何もやろうとしてない。だとすればいかに長期構想があったとしても、何々計画があったとしても何も進まない。

そうじゃないですか。そもそも特別措置法って何故出来たんです。

齊藤同和対策室長

私はこれから進めて行きたい、そんなふうに理解しています。

これから進めていくというのをお答えなっている、あなたが室長でしたっけ。

齊藤同和対策室長

はいそうです。

室長あのね、それこそその、きちんとした具体的な方向性、その担保をうちがほしいわけ。そのために今日来てるわけ。ひとつしたって、せっかく工夫を凝らした新しい一般対策を出来てるのに、それをどうもしない。その他の対策に関わってですね、一体これから何をしようとしてるのか、何も無いんじゃない。

齊藤同和対策室長

現在では色んな事業をしておられます。それは私も知っておりますし、それを更に地域の方々との交流を進めるとか、それから啓発の拠点としていくとか、それにつきまして後は話を進めていくと、そのために私は理解しております。

はっきりしている事は、新しい4事業、国に手上げて補助金。補助金っていうかそれに見合った予算をですね、導き出してないわけですよ。ていうことは何もやろうとしないということ。だから担保がないじゃないですか、この答えには。そもそも特別措置法が出来たのは、それまでは一般対策しかなかった。その一般対策もですよ部落を素通りしてきた。だからこういう格差が生じてきた。それを国の責任だということで、それを早急に解決しなければならないからということで特別措置法出来た。様々な面で格差は解消されてきました、確かに。しかし明らかに部落に対する差別意識というものは現に存在してるわけですね。そういうものを解消して行くと同時に、まだまだ幾つか存在をしている様々な格差であるとか、そんなものを解消して行くためのですね、工夫を凝らした一般対策が今求められているわけですよ。それを一体どう考えてくれるのかと、こちらが聞いているんです。

齊藤同和対策室長

私が今関心を持っているのは、差別意識について特に関心を持っておりまして、さっ
おっしゃられたように、それはなかなか難しい問題だなあと私も思っております。

あのね難しいものだなあと、そりゃ私達も思っていますよ、はっきり言って。どういうふうにしたら差別意識を不拭することができるのかと我々も真剣に考えてる。だけど室長、言うたら悪いけど、我々と同じぐらいその悩んでもらてる姿ちょっと見受けられないです。まず、どう工夫を凝らして行くのかということについて、こう次回がきちんと答えもらわんことには、毎年同じ

答えで話しにならんとお思いますよ。部長そうですね。一般対策どう工夫を凝らして今ある課題をですね解決をしていくのか。それについてやっぱり必要でしょ、どう。

仲井環境部長

おっしゃるとおり、そういう方向に向かうべきだと思っておりますし、地対財特法が失効した後、これからは各地方、地方が独自の考え方を入れながらですね、県連と十分話し合いしながら、どのような方向の一般施策というのが一番良いのか、そういうこともどう模索していくべきかなと思えます。

だから支部は当然要求し続けるわけです。[REDACTED]の事ひとつの事を取ってもね。しかしですよ、こちら側に例えばどういう一般対策があるかというね知識が仮に無いとしたらねその先進めないでしょ。県の行政はそれこそ委員長がおっしゃったように、私らより数段ね学識性も高い人達ばかりなんですから、そして行政マンなんですから国にどういう一般対策があるか [REDACTED]関わった新しい一般対策をどのように使えるか、これを周知徹底せなあかんわけでしょ。支部にも部落の人達にも知らしめな、こういう事業を使って [REDACTED]事業をもっと豊かなものにしていきましょと提案する側でしょ。知らんかったらほっとくでは済まんでしょ。その点室長、くれぐれも言うておきますよ。

2 実態調査の実施に関して

県として、早急に全面的な部落実態調査を実施されたい。

2番目の実態調査の件ですけれども、これはまず質問をさせていただきます。運動団体が個人の人プライバシーに関わる調査の実施に消極的または否定的な考え方を持っているところを書きいただいている。これどこの運動体ですか。

和田福祉政策課長

運動団体ということで少し控えたんですが、これについては、はっきり申し上げたいという、申し上げてくれということならば、これは全日本同和会の意見ということですよ。

確かにそういう意見をお持ちの運動団体、幾つかあることを私どもは良く知っております。福井県にも今おっしゃっていただいた団体が存在するんでしょうね。もう一方、部落解放同盟の福井県連準備会ないし[]ですね、実態調査をしてもらいたい。こういう要求を差し上げているわけですね。それに関わって反対があるから出来ないっていうのは県の取るべき姿勢なのかどうか、これをお聞きしたいわけです。国の段階でも私達ももうここ数年間要求し続けてきているにも関わらず、様々な国の誤解があるんですね。つまり解放同盟また事業を求めていると、特別法、特別法を求めようとしてんのかというような、これはもう実にトンチンカンな誤解しか過ぎないんですけども、これがまた不拭をされないということなどもあって、意識調査をやるという方向にはまだ具体的に向かっていない、これは認めます。しかし今私が言いましたように、我が部落解放同盟は特別措置法とか、今後とも特別対策をとるか、これ一切求めるつもりはないわけですよ、求めてないんです。ですから今ある部落差別の実態をですね、行政の調査によってきちんと明らかにしてもらいたい。その上に取って、立ってこれからの課題は何かということをはっきりと明らかにしてもらいたい。こういうふうに言うてるわけです。一部にプライバシー云々というような団体があることは知っています。じゃ今までの調査は何だったんです。国の調査は、たいがい県、市町村がやってきた今までの調査は何だったんです。プライバシーの侵害じゃなかったですか。そうじゃないでしょ。では無かったからこそれなりにですね調査の必要なパーセンテージありますよね、有効回答数だけではなしにですよ。ありますよね。例えば20%や30%の回収率がその市町村に意味がないわけですね。少なくとも半分以上、その回答があつて成立するでしょ。実際今までそういうふうにして成立してきたわけじゃないですか。プライバシー云々と言うような、ある種意図を持ってね反対している人達のことを理由にしてですね調査をしない。こういうことはでは成り立たないじゃないんですか。プライバシーは大切ですよ。ある意図を持ってと言うような反対意見にはですね、耳を貸す必要がないのではないかと私どもは思うんですが、どうですか。

和田福祉政策課長

回答にもさしていただきましたけど、これは多くの市町、団体の考えということで消極的、否定的だったということでございます。県としては調査を行っていく中で、市や町または関係団体の協力なくしてそれは難しいというふうに考えておりますし、そこで意図的ということでなくて、実際相談させていただいた中で、個人の人プライバシーに係る調査の実施ということで住民の理解を得られないという意見いただいておりますので、そうした中で県としての調査は難しいというふうに私は言わざるを得ないと考えております。

ここにきてはる人に意見聞きました。運動団体に聞きました、ここにきてはる。聞いて難しいということですか。

和田福祉政策課長

これは昨年度の交渉を踏まえまして、部落解放同盟さんの方から要望出てきましたので、その時にも関係市町村さんの考えもあるけれども研究したいという回答をさせていただいたわけです。それを踏まえて関係団体、関係市町を回りまして足を運んでそれで調査をした、調整してきたという結果ですので、それは、そちらのスタンスというのは十分承知の上で……

出来るか出来へんかの話やないでしょ。するかしないかの話を聞いているだけでしょ。

あのね、通常ね、県がね様々の調査をするときに、市町村にね、やっていいかどうかは聞かんでしょ。今まで聞いたことないでしょ。では今回なぜどうして市町村に聞きに行くの。[]: そうそう。) というのが一つ。それから実際のレベルで言えば、大阪府もですね実に詳細な諸政各般に渡る調査もしたし、徳島もやったし、相当数のですね都府県が調査をやったじゃ、今やろうとしている。[]も今年度、近く調査をするわけです。それは、それぞれの行政の姿勢を反映してのことです。県なら県の責任を持って調査をするわけです。それを今私どもが求めている。福井県に求めているわけです。部長、福井県としてどう、やる気はあるんですかないんですか

仲井福祉環境部長

今課長が申しましたように、昨年度の交渉以来、我々は市町村を今回の調査につきまして時間をかけて各市町村または運動団体等確認した結果ですね、出来ないというふうに判断をしております。

実態が分らへんかったら、これからどないして施策できるん。

出来ないというふうに判断なされたわけですか。

県の主体性が問題で、県が各市町にこの実態調査はこういう意味で必要なんだというふうにね、説得しに回るのも、一つの市や町に対する啓発なんですよ。県の主体性の問題ですよ。

部長ね、出来ないというふうに判断をなされたということのようですけども、じゃ同和対策にね反対の意見が、例えば一人でも二人でも声が上がってきたらもうしないんですか。しないんですか、必要があってもしないんですか。

仲井環境福祉部長

今回時間をかけまして市町村等の調査をしたわけですが、関係者等につきましても、各市町村の考え方につきましてはその内容についてですね余りにも詳しいことにつきましては、各々個人がですね回答をしたくないというようなことも言っておるので、市町村としては協力できないというようなことです。

それやったら県民意識調査出来へんやない。何故県民意識調査できて部落の実態調査できんや。

部長さん、この実態調査に、他所は入らんけどもはやってくれと言うのやろ。やれるところをなぜやらん。

和田福祉政策課長

方からは、調査をもし県として行なうのであればどうなのかということでお話をさせていただきまして、そうであれば協力するという回答をいただいています。ただ県として、町として行っていただくのはあれですけど、県として行っていくという時、やはりどうしても市町村、運動団体の考え方が色々あるという中で、出来る所だけ、やりますというわけにはいかないと思います。

だから、一応県がやるということにして、色々作業をしながらやね、全くやれないところもあるだろうし、しかし中身によっては協力することもだいぶんあるだろうしな。その努力全然とらんやないの。だから反対あったから止めよという話ではないと思うよ。

和田福祉政策課長

努力してと書いているからちょっと、我々も時間をかけて何度も足を運んでいますし、調査目的について全部説明はしています。そういう中で様々な考え方があるわけですから、県としてもその考え方っていうものを尊重しなければならないと思っています。

じゃあね、先ほど一般対策、いやアンケートやったわな。それは一般の支持層やわな。これ同和問題っていうのは同和地区の実態を調べない限りやね同和行政の方向は出てこない。それであなただう書いてある。同和問題は深刻にして重大な社会問題。こんな位置付けしながらやね、どっからこれ出てくるんや。実態調査をしないのに部落の中も調べないのに、どうしてこんな同和問題を深刻にできるか、どっから出てくる。

和田福祉政策課長

我々としてもそれは、それはこれまで関係の市町或いは皆様方とも話はして来ているわけですし、そういう中で施策ニーズを聞いて必要に応じて施策をして行くという中で行っているわけですし、そこである程度成果を上げていると思います。

いや課長、あんたそんな力こぶ入れんでもいい。あのね、これ大事なことで真剣にお答えなっている事は分るんですよ。分るけれども同和対策事業特別措置法が制定交付をされ、そして進行してね行政のルールでしっかりとらまえてきた。そして今延べ、それからの国家予算の中で国の或いは地方自治体の総額が一兆二千億からの金を国民の血税を使って、これはいかに大事なことであるかということなんですよ。ですからね、こんな場合、あなたがそういう力こぶ入れて今おっしゃることは分るけれども一生懸命にお取り組みになってるということは分るけども、この言葉を実態から学ぶ、差別の実態が現存に今日の悲劇であるということ。このことから学んでやらなければ行政は歪めていきますよ。ですからね、いやキパッテやっていただいているのはよう分るでね、それは僕らでも分るけれども、その中で今、解放同盟の地域のね差別を受けている、本人が差別を受ける、冒頭に[]が申しましたが、あいさつの中で、差別に二つの法衣を身に纏う、仏門に帰依している連中が、[]の実態ですがそこに差別の実態がありました。その法衣を身に纏い一生懸命仏門に帰依して頑張って仏の道を説き、ひとり公明正大で感謝をする気持ち、努力をする気持ち、そして皆さん連帯を組んで良くしようという仏の道を説いどる連中までがね、そういう差別を起こしているんですよ。今日ね。ですからそういう実態が福井県の中にありますので、こういうようなことは差別の実態をもう少し抉り出して、実態から学んでいただいて、そしてとらまえていただきたいということを言うてるんですからね、今そのね、もうこれでおしまいだと言えることの言い方じゃなしに、ここまで皆が集まって言てるんですから、もう一度ひとつ真剣に話し合ってみて、そしてもう少し抉り出してみよう、そしてもう少し考えていうことは出来ませんか。

[]
ちょっと待って、意見あるから。

[]
いやいや。ちょっと。

[]
室長の横の人に聞きたい。

[]
いや今、今……

[]
部落差別は、部落差別はあると認識してるの。室長のそれ今回答した横の人。あるの無いのどっち。

和田福祉政策課長
あります。

[]
あるんやろ。ほんなら33年間特別措置法の時代は終わったん。この33年間の特別措置法の時代が終わった段階で、今どんな形で部落差別が現れているのかということ、しっかり知る必

要があると違うの。33年間の行政の成果があるやろ。そうでしょ。住環境整備が著しく、確かにお互いの努力によって成果上げてきた。でも、もう一つの側面で言うたら心理的差別の問題については先ほどの[REDACTED]の、いや県の実態調査で現れたようなことが出てきてるわけよ、市民意識調査の中で。ある意味で返すんだったら250の広聴者っていうのは、県にとって非常に大事な人や。その人達が820人に選んだ人や。ある意味でこんな言ったら失礼やけどかっこつきやけど、ある程度常識持った人達の調査結果やろ。あの中でも、例えば人権侵害を受けた、どこ行くなっていったら、泣き寝入りしてる実態出てきた。今この段階でどんなふうに福井県の部落で、どういう差別の実態があるかとしっかり見極めた上で、新しい同和行政を進めていくのが大事と違う。だから私もさっきから[REDACTED]言ったけども、色んなことがね福井県の、最初の所に戻したらね。福井県の、県の考え方っていうのがあるけど、なんぼいっても歴史がはっきりしているわけや。従来行政が部落を行政外の行政として位置付けてきたわけや。そういう中で同和対策特別措置法を運動体で勝ち取ってきた。そうしたら今の福井の例えば新しいビジョン何かあったね。あのビジョン中に部落問題がどう位置付けられているか。部落差別がある限りきっちり位置付けせなあかんやと違う、福井のビジョンの中に。位置付けできてるんか。出来てないからそんな回答なっているのと違うんか。部落差別があるなら、ある限りあんたらの責任と違う。我々の責任か。部落側の責任かこれは。室長どう思う。あんたヘラヘラ笑るてるけどあんた自身が決める問題やね。地元と話しした話ししたというてるけど何を提案したんや、先っきのはなしやないけど。おのれ勉強の仕方全然分らんとやな我々の側から物事をよこせよこせと言うとるんと違うん。今までは特別対策でやれてきたわけや。これから一般施策はおたくらがボンボンこっち提起してくれなあかんやろが。そうと違う。それが行政マンの責任と違うんか。答えてみ。

齊藤同和対策室長

ですから福井県では、皆様からのこのような懇談会の場を通じてご要望をお聞きし、それを基に私達も知恵を出し合い、そうして解決していこうと。

[REDACTED]
出てないから言うてるんやないか。解決する方向出てないやないか。

[REDACTED]
いやいや。だからね、今、今の問題、今の問題言うてこれが一番大事な核心に触れてるんやから、今ここでダメだという姿勢ね、もうこれでいっぱいいっばいなんだと課長が今おっしゃった。そういうことは分るんですよ。でも一歩引いていただいて、しかし同和会の、いや同和会の諸君はそういうようなことがあったということで、余りそれを刺激を加えて出来ない、或いは強圧、強制にそのことを行政指導もできない、ということなら。それも一理あると思う。けど努力も限界があると、ここまでやってきたとおっしゃるのも分るけれども、今この問題は心得違いしている連中もあると思うんですよ。ですからね、やっぱり大事なこととして取り組んでいるんですから県の行政のルールの上で、或いは洋の東西を問わず、国連でも今人権問題が強く叫ばれているでしょう。我が国でやっぱり固定化され集積化されたこの部落問題が根底に残っているんだから、この問題で言うてるんだからね。だからもう少し努力も皆さんの要望されることも分る。で、努力をしてみようという言葉が出ないか。あんたがたもこれであかなんだと言うから、もうそんでサジ投げ、おまえらでやれ、おまえら言うてることは理が通らんとということで終わる。放置するんなら、一般行政の中でもヒビが入るぞ。県民の一番豊かな県政をやると言うてる栗田県政にヒビか入るぞ。これはあんたがたに言うとかけど。もう少し努力をしてみようということの姿勢だ

けは持ちなさい。それが行政の姿勢ですぞ。私はそう思う。

仲井福祉環境部長

よくわかりました。今、[REDACTED]からいろいろとございましたように、我々としましても、先ほどから申し上げておりますように、あの、各県でそれぞれ事情は違いますが、ま、この問題につきましても、先ほどからも申し上げておりますように、市町村、他の運動団体、たいへん反対の強い意向を持っているところもございます。しかしながら、時間はかかると思っておりますけれども、今後、県連合会と相談をしながら、考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[REDACTED]
仲井部長、どこと相談されるんですか？答申の精神はまだ生きてるんですか？死んでるんですか？教えてください。同対審答申の精神は生きてるんですか？

仲井福祉環境部長

我々といたしましては、法が失効をしても、精神は生きてると考えております。

[REDACTED]
そしたら、同対審答申の中に、寝た子を起こすなという考え方には断じて同意できないと答申はうたってるんです。寝た子を起こすなという考え方には断じて同意できないと、当審議会は、どうですか？書いてますな。その視点から見たら、我々部落差別は、我々自身の課題でもあるんです。皆さんの課題でもあるし。我々差別を受けている側からしたら一日も早く解決したい。今、33年間の同和行政の中で今の差別がどんなふうに現れているかということ、私達も知りたい。お宅らもこれからの行政の側から言ったら知るべきだ。そっから啓発やとか、教育が出てくるわけです。そのことを明らかにせん限り、それは、ある意味では、パテックスと一緒にや。あちこち貼るだけや。根本は直らん。ね。啓発啓発と一言で言うてるけれども、教育もそうなん。皆さん、一変立場代わってみなはれ。皆さんの子どもや、何の言われもなく部落に生まれただけで、就職や結婚や自己実現すらできない世の中がまだあるわけでしょ。我々、叫んでるわけです、我々は、それを何で受けとめられないんですか！血の通った県政の大事と違うんですか？なぜ、そういう作為が受けられないんですか？先ほどからビジョンの書いてないこと、もう1回言うけれども、確かに格好のいい名前なんです。新長期構想ふくい21世紀ビジョン、ね、心豊かな学習福井の創造、というけれども、教育現場では、どんなことが起こってますねん。心豊かな教育の福井というなら、教育現場ではどんなことが起こってるの？就職現場ではどんなことが起こってるの？この市民意識から見てたら、雇用する側は、部落の人は要りませんというのが当たり前と違うんかい？そういう結果があるんと違うんか、実態調査の結果は、そしたら個別具体的な部落解放のビジョンを出さなあかんわけです。そのことのために実態をやれと言うてるんやから。

齊藤同和対策室長

ですから、先ほどからも申し上げてますように、部落解放同盟の福井県連合会の方々からご要望なりご意見なりをお聞きして一緒に考えると。

君、そんなこと言うてるけどな、我々言うてること全部聞くんかいな？

齊藤同和対策室長

いや、それはあの、できるものとできないものとあります。

<周りからの声あり。詳細は聞き取れない>

聞くんならいいけれども。

あのね、えーと、今室長は、そうおっしゃってるんだけど。あなただけが室長をやってるのと違うぞ。昭和44年から県の行政のルールにとらまえてからね、同和問題を真剣に、同対法ができて公布・制定されて、それからずーっとあんたんとこの組織を知事が同対室を作られてからは、あなたで何代目になります。あなただけがやってるのと違うんや。それでね行政というのは、たまたま職制の上であなたがきょう同対室長になっていなさる。あるいは福祉政策課長が主管課の課長としていなさる。そういう方々は、たまたま人事の中で、あの人が適当であるという適材適所の人事で派遣されただけですから、今までの過去のやつは、引継ぎのときにしっかり学習をなさって、そして、今日の時点でこの本職である職務はどうであるべきかということをとらまえて、で、いっぱいやってなさるんだけど、問題としては日進月歩で、行政も社会経済もだんだん変わっていつとるんですから、ですからその時点でこういう問題が出てきたら、ああ、ワシの時にこんな問題出てよったなということをおぼえずに、思わなくて、人間というのは、あんただけがやるものでも、全体、県の知事以下皆さんが、教育行政も含めて、皆でとらまえる問題なんですよ。ね。で、僕は自治研修の場で同和問題をしっかりとらまえてくださいと常に我々言うてるのは、そのことをみんなの県の職員の皆さんが、自分の問題として一番最初に、福井県の同和行政をやり、人権行政をやる中では、その問題を学習せないかんのやということは、前から言ってます。ですから、自分だけの問題としてとらまえるのも大いに結構やし、悪いけれども、なかなか、どうということにもならん。あんたが今、言いにくいしやりにくいというのは、いわゆる部落を抱える市町村もあるんやし、それらの意見も、今、たまたま問題も出たけれども、自分だけでやりたいと思っても、なかなかやれるもんじゃない、場合もある、それは。ですから、そこらへんのところは努力研鑽をしながら、現実連帯の社会やから、皆の連帯を組みながらやっていく、そういう説得をする。そういうことは大事だと思うから、私は、率直に栗田知事に会って申し上げとるわけや。課長、わかるか。私の言うこと。あの、これはね、そこで打ち切ってしまったら、それで終いになるんですって。そうやなしに、いいこと、ためになること、世のため人のためになることは、やっぱり研鑽をして、努力をしていこう、知事は明るい、日本一の明るい豊かな県にしようということで、栗田知事はおっしゃってる。立派なことなんですよ。その要になっていく、問題提起をさせてもらっているのだから、いいことはもう少し話し合いをする期間だけは、時限だけは、我々もやっていく、皆さんもまた、その間に知恵があったら言えというようなことをおっしゃっていただいた方がいいんじゃないか。わしはそう思う。で、それを部長はさっきおっしゃってるんだから。で、あの、室長、あなただけが責任を持って、こうや言うてあんたがやってるのと違うぞ。同和行政なり部落解放を、あの室長、君が一人でやれるもんならやってみ。やれるもん違うぞ。それは。だから、あんまり、責任としては持ってもらうのは大いに結構やけど、現実の実態として、できないことまであまりそういうことは言いなさんな。努力をして

していこう、みんなとスクラムを組んでいこうということで、その辺で止めてもらったほうがいいと思う。そしたら我々も、納得がいきやすいというように思います。

ちょっと、一つ聞かせてください。県行政として、今後の部落問題解決に向けて実態調査が必要だと考えているのか、考えてないのか、そのことを一つ聞かせてください。

それ、1番の回答と矛盾するのと違うか？ 一般施策の活用にあたっては、地域の状況や事業の必要性の的確な把握のもと対応してまいりたい、と。

市町がどうのこうのじゃなくて、県行政として必要かどうか、そんなん要らんと思ってるのか。そんなん要らんと思ってるのなら、もう要らんと答えてもらったらいいいし。

地域の状況というのは実態把握と違うのかい。

早く次に行かないと、時間切れになるんで、その…。

和田福祉政策課長

実態を踏まえた形での行政というのを行っていくのは必要であると考えております。今ちょっと、やりとりの中で、少し、相手方というんですか、その強調しすぎたきらいがあったかも知れません。部長もおっしゃいましたけれども、我々としても、今後、市町村との折衝、また、そういったことについても努力していきたいと考えております。

実態把握の必要性があるんかどうか、や。

同対室長、齊藤さん、悪いけど、自分、同和对策審議会の答申、知ってるんか？

齊藤同和对策室長

何度も読ませていただいています。

<聴取不能>何度も読ませてもらってるって、それは、暗記できるくらいの気持ち持ってるんか？ あの精神は、歴史が変わったって、あの精神は変わっていない。あんたがやっぱりしっかりとがんばってくれなあかんやんか。

では、部長さん、実施の方向で検討していくということによろしいか？

仲井福祉環境部長

はい、先ほど申しあげましたように、時間はかかるかと思いますが、十分検討して行きたいと思います。

[REDACTED]

それでは、次の問題に移ります。

1 「法」期限切れ後の同和行政に関して

一般施策を活用（創設も含む）し、今後いかにして部落差別の撤廃を図っていくかを明らかにされたい。

特に、上記の視点を踏まえた基本方針、基本計画を明らかにされたい。

一番最初の、法期限後の同和行政について。ここに書いてあるこれね。同和行政の基本方針と基本計画と。先ほど、何か、福井県の長期構想の中でやるというところ。その長期構想が我々と話すというのが、話したことない。わしらも全然知らん。全く。そんなことやるという話にはならん。だから、いっぺんそのことについて、名称にはこだわらんとするよ。その中に同和問題がきちんと入れてあるんなら、名称はどうでもいいと思う、だけど、どうでもいいことないと思う。ごっつう迷惑してる。やっぱ、その話はしっかりしてもらわんと。そらあ、そちらが勝手に、こっちの話何も、意見聞かんと、で、これでやりますんやという話や。さっき、あんたの答えの中でな、同和問題はつきり何も書いてない。同和問題が中に入っとらんのに、こんなもんで同和行政やれるんかいな。部長どうですかね。

仲井福祉環境部長

地対財特法が失効をいたしまして一般対策に入るわけですけども、当然のことながら、こういったですね懇談会とか個別の打ち合わせをしながらですね、地域の実状とかニーズ、そういった要望を聞く中で。

そんなら、長期のこれ書かんでもいいじゃないの、これは。

仲井福祉環境部長

もちろんこれは全体のですね、県民全体の方向の中に一般的な施策としての方向を示したものでありますので、その中で同和問題については、こういった場、それから個別にお話を聞きながら、先ほどもご回答させていただきましたけれども…。〈他の発言が重なり聴取不能〉

やはり、同和行政が一般対策なったんなら、今後の同和行政をどう進めていくかという同和行政の基本指針と基本計画を立てない限りやね、やりようがないじゃないか。福井県の同和行政。あなたたちが完全に差別なくなっただけなら、それでよろしいよ。今さっき、あるとお互いに話したるやないか。じゃ、それを解決するのに、どういう方法で、示す、やっぱり県が示さなあかん。今後の同和行政がどうやるかというものを、それがやっぱりなかったら、どうにもしようがないでしょう。だから名前は別にして、やはり今、これを長期構想の中でやりたいというんなら、その中できちんと同和問題をこうしていきたいということを、文言をしっかりと入れてやね、ほかのことはみなこうして入ってるわ、同和問題だけ文書入いとらんいうんでは。

ちよっと大事なことは、振興局長さん、振興局というのは後退局や破壊局とは違うな。文字どおり、振興局、あの義務教育課長、それから高校教育課長やら皆さん、学校の関係の人も見えてる。振興局いうたら振興さすための、あの、ところでしょ。違うんかな。学校、小中学校、義務教育

から高校教育を預かっている君ら、返事せんか！ お尋ねしているんやから。謙虚にこちらが、ひたむきになってお尋ねしているのに、返事しなさい。振興局言うたら、どういうことや。どういう字を書くか、わかってるんか、あんたら。だから、振興局長に申し上げている。後退局とか破壊局とは違うんか。振興局というのは、え！ ですからね、今、仲井部長だけのような問題から言うのは、僕は一つの、室長にしる担当課長にしる、そこだけの問題と違う。今、[]の問題がたまたま出てるんですから、同和地域を訪問して、集中的に訪問してるのは、[]らこっちですよ。ご存知のように。ですから振興局の中でもね、一つ我々も協力して、あの、勉強してこういうくらいの言葉くらいは、よその火事ごとみたいに知らん顔をしていてね、そのへんね、うまいことやってくださいよ。(旭嶺南振興局長：はい) それを申し上げるために皆で議論を。振興会、あの、この学校教育も、な、恩師の言葉王道を一番大事にして人間教育をやって基本的な対策、これ。そういう方々もな少しは、あの、そういうものを全部こう助言、進言してもいいんだって。あんた方まだ人形さんみたいに座っているんだけと違うん。学校、なにその、教育、その社会教育、人間教育の進路補償につながる問題から何からみな言うたるぞ、今から君らに。問題提起したるわ。解放同盟から条件的には出したらんけれども、条件を出せというならなんぼでも出さぞ。一番大事な教育の場や、あんた方。ですからそういうときにはね、これは関連があるな、自分達にも関連があるんだな、こういうことやな、ちよつとな、そういうことぐらい言いなさいな、教育の先生方やから。

旭嶺南振興局長

ま、あの、教育の問題につきましても、もちろん限界がありますし、教育事務所がありますしよく相談します。

[]
それは、振興局の文字の問題やから。

旭嶺南振興局長

はい。振興、正に前へ進む振興局でございますので、仲井部長ともよく相談しながら、前へ進むように努力して行きます。

[]
一番近くの [] 問題やからね、〈聴取不能〉今日出た話しことはね。だからそこらへんどの実態を、考え方というか、そこの部落の考え方、またどこかにあろうと、教科書に書いてあろうと、何が書いてあろうと結構です。そういう大事なことやから、皆の問題として取り組むような指導性は、やっぱり出してください。

[]
同和行政の基本方針、啓発はもう出来ないんやな。そう捉えてよろしいか。まあ、これで済んだ話やない。これから先の福井県の同和行政はどうすんだと、こうなるんや。はっきり言っとく。

[]
いやいや、だから今……。
[]

えーと、それではね、3番の問題に移りたいんですけども、その前に時間的なことで、我々
はあの、同和室長と相談の中で、まあ、だいたい4時に終わりたいと言うてもたんですけど、
問題解決しない場合は4時半まで延長するということを約束してるわけです。中央本部には4時半
にということで連絡はしてあったわけです。4時半でよろしいですね。もうあと、5分ほどしか、
5分もないんですけども。＜打ち合わせ＞あと30分。そしたらそれでよろしいか。これは同
対室長との約束事で4時に終わりたいけれども、延長する場合もあるということで了解を得てわけ
です。

仲井福祉環境部長

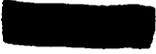
わかりました。

3 人権行政の推進に関して

- ① これまでの同和行政の成果を踏まえ、人権行政を創造されたい。
- ② 人権行政を推進していくための基本方針、基本計画を策定されたい。



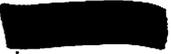
それでは次、3番の問題。



3番の問題で、福井県がようやく人権条例の制定作業を進めていただいているのは、たいへん結構なことだと私も受けとめている。ただ、あの、福井県連の文書によりますと、福井県では35自治体中、条例が1、宣言が4しかできていない。これが様子のようなですね。ですから一つは、県の条例をいつまでに制定をしていただけるのかということが一つと、それから県がせっかく制定をしていただけるわけですから、他の市町村ですね、これは部落を含む含まないにかかわらず、人権条例でございますから、その促進方についてですね、県として主体的に努力をしていただけるのかどうか、この点について一つお聞きをしたいということです。あと一つですね、3番にかかわりましては、例えば県に人権審議会というような審議会はですね、この人権の精神にふさわしい形でお作りをいたく気はおありなのかどうか、ということですね。その人権審議会のて、人権行政、基本方針というようなものを県でお作りいただく気はあるのかないのか、この点について私の方からお聞きしたいです。

新町生活企画課長

ご質問の点について、お答えをさせていただきます。昨年この交渉のときにも内部で検討を進めるということでお答えをさせていただきました。それから後、鋭意努力を重ねているところでございまして、今現在、県庁内部で学識経験者等の意見をいただく、聞かせていただく組織を作って、ここで色々意見をいただいているところでございます。具体的には、今年度内ということでございますけれども、今度の2月議会までには条例を制定したいと思っておりますし、一つ付け加えさせていただきますならば、併せて、行動計画の見直しも今やっておるわけでございますけれども、この行動計画の見直しの方を先に進めまして、一つ前の議会、12月議会くらいまでには行動計画の見直し作業を済ませて、それから2月には条例を県議会に提案をしたい、というふうに今のところ思っているところでございます。それから審議会というお話がございましたけれども、審議会という性格のものになるかよくわかりませんが、あの、行動計画、先程からなんべんも重ねて申し上げて恐縮でございますけれども、作ってからしばらく経ちました。各課で今それぞれ取り組んで予算措置とかやっております、これらの進捗状況というのは、この懇話会にもどういった所が、着手している課はどんだけあって、未着手の部分も現実にはございます。そういったところは、何処と何処の部分がまだ未着手になってるところか、という進行管理、進捗状況を報告をいたしておりますので、そういった意味での報告をするということであるならば報告をするということであるならば、そういった細かいときに報告していきたい、というふうに思っております。



あの、審議会というのは当然、県に対してですね答申をする、そういう性格のものですよね。ですから、ただ単に懇話会というものではなくて、県のものですよね、あの基本姿勢というものをですね具体的に作成していく、そういうようなものなんですね。と同時に、部落問題だけじゃなしに、

すから、先程のような長期計画云々という一般論のようなものではないん。そうしてるんですか。

新町生活企画課長

あの、福井県の行動計画、国連10年の行動計画というものの自体が人権全般にかかる基本方針であり、また、基本計画であるというふうに認識をいたしております。

国連人権教育ですや。人権行政全般についての基本計画なり方針、無いと聞いとるんです。教育のやつは、10年のやつを見直して、国の教育啓発推進法に基づく基本計画に読み換えるというのは、ようあのできた話やと思いますわ。じゃなくて、人権行政全般の基本計画なり基本方針はどないですかという話や。

新町生活企画課長

はい、あの、国連10年原書自体は、人権教育の中でおっしゃるとおり、国連、人権教育のための国連10年という...

いや、人権行政というのは、教育だけやとけばいいという話ですか。人権行政というのは、教育と啓発だけなんですか？

新町生活企画課長

教育啓発を含めた全般的なものだということです。

だから、人権教育の10年行動計画やったら漏れるところが出てきますやん。

新町生活企画課長

あの、福井県の行動計画、ごらんいただいたかと思いますが、各種、すべてのものに広がりがあるものというふうに思っていますけども。

名前変えたほうがいいんじゃ。

野坂県民生活部次長

今、名前変えたほうがいいんじゃないかというお尋ねがありました。確かに今私どもが説明したのは、人権教育というふうな名前がついておりますが、内容といたしましては、教育はもちろんですけども、施設整備等、まあ総合的な観点からですね、まとめられた計画でございまして、このネーミングはですね、将来、違ったですね、適当な、例えば基本計画とかいうネーミングがいいのであれば、また、将来ですね、そういうふうな名前に変更というようなこともありうると思いますが、とにかく今、わっていただきまして人権懇話会を作りまして、行動計画の見直し、それと人権条例の策定作業をしておりますので、そういう懇話会の意見も踏まえながら、今後の在り方等というものも研究してまいりたいと思います。

一色単にしたらいかんのやけど、人権教育啓発推進法あるでしょ。その基本計画、基本方針は、今までやっている国連10年の<聴取不能>ひっくり返した法律なんや。そうでしょ。仲井君。ところが今、人権行政の基本方針、基本計画というのは、これはもう、もうひとつ大きなものですね。だから、今さっき、[REDACTED]言ったように、啓発啓発でないわけではいろんな施策も入ってます、当然それは。きょうび啓発啓発、その内無くなる。まあハードもそう。そういうものを[REDACTED]人権行政の基本方針、基本計画を作られたいということですか。ただ単に、その人権教育や基本方針、それが出来たからと意味やというにはならんと思いますね。それは段階的に作られたらいいんやけど。

4 「人権教育・啓発推進法」の具体化に関して

- ① 「人権教育・啓発推進法」を広く県民に普及・宣伝されたい。
- ② 「人権教育・啓発推進法」をうけた「人権教育・啓発基本計画」を策定されたい。
- ③ 「人権教育・啓発基本計画」を各自治体が制定するように指導されたい。

あのね、この4番については、3番とよく似たところがあるんですね。4番も含めて今からまた話し合いをしていただきたいと思いますので。

あのね、4番について、一つ二つ私の方から問題提起をしたいと思います。4の意見に対する答えでですね、人権啓発フェスティバルを始め、人権週間の行事や広報活動等を通じて、この広報というのは、当然、例えば県民だよりとかいう県の広報誌、その中で、きちんと人権教育啓発推進法、ないしはですね、その基本計画ですね、そういうものが周知徹底をされてるという理解をしていいですか？ 私が申し上げているフェスティバルが行われるのは、わずか1日や2日、3日ですよ。或いは人権週間って1週間ですよ。そういう時に集まる人の数って限定されているですよ。それで周知徹底されていることにはならんですよ。少なくとも県民だよりなら県民だよりという県の正規の広報誌、そして、あらゆる場で、常づねその基本計画というようなものが徹底をされているのかどうか。ということです。どうですか？

新町生活企画課長

こういうイベント等は、今おっしゃったとおりでございます、短期間で終結です。で、こういったところも、もちろん、広報していかなければならないということで、出版等その他色々なもので広報いたしておりますし、それから、広報の手段としてはあと幾つかありまして、県の広報誌もございまして、それからあの、皆さんが覗けるかどうかはよくわかりませんが、ホームページとか、いろんなものを使って広報していくという姿勢で行っております。

だから、基本計画を、ちゃんともう広報に乗せていただいていますかと例えば聞いてるわけです。まだですよ、たぶん。それ全然頭になかったですよ。ぜひ、そういうことをしていただきたい。これ、約束しておきましょう。できる事ですよ、充分。それから教育委員会の方ですね。あの、今と同じ問題をお聞きしますけれども、学校教育や生涯教育を通してですね、この教育啓発法の、その基本計画等について、周知徹底なり、その実践に向けての動きというのはちゃんとしていただいていますか？ どなたがお答えいただける。

加藤義務教育課長

義務教育課の加藤でございます。人権教育の技術につきましては、それぞれの研修会の場におきまして、教員の資質能力の向上に向けまして、いろんな機会を捉えて、実施をしているところでございます。また、人権教育にかかわります資料等も作成しまして、研修会のときに活用し、教員の資質能力の向上に尽くしております。また、指導方法の改善ですとかいろいろな教材なども作りながら、子どもたちの人権意識の向上に向けましていろいろと取り組んでいる状況でございます。以上でございます。

5 人権擁護法案に関して、以下の事項を政府をはじめ各関係方面に要請されたい。

じゃあ、あの、時間も時間ですし、最後、間に入りますけども。先程も部長の方から一応お答をいただいたように思っているわけですが、人権擁護法案ですね。これにかかわって今、各都府県ですね、知事レベルからもですね国に対して意見書出されつつあるんですね。或いは議会でも県議会等でも、そういう動きが活発になってきているところです。で、先ほどの部長のお答の中ではですね、全国知事会の中で、そのことが示されています、と、いうことでしたけれど、福井県としてもですね、具体的に同和地区を抱えている、そういうその、行政としてですね、主体的に、この人権擁護法案のですね、矛盾性ないしは危険性、そういうものにかかわって国に意見を出していただくというのは、あつてしかるべきことなのではないか。このように思っているんです。この私どもの要望はですね、今日この場にお座りいただいている皆さん方一人ひとりにかかわる問題なんです。つまり、皆さん方も例えば人権侵害をいつお受けになるかわからないわけですね。で、その際にですね、アンケート調査に示されているようにですよ、黙って我慢したというようなことがあつては、これ、ダメなんですよ。いやもう、我慢の尾が切れたと。それでどこかに救済を求めなければならんというそういう事態だつて、大いにありうるわけですよ。それが例えば、国にたった5人、しかもその内訳を言えばたった2人の常勤がいますね。そんな不十分な制度では、何の足しにもならない。これは常識的な判断だろうと思うんですよ。そういう例えでそういう県の職員の総意を受けて県としてですね、国に意見を提唱すると。これはあつて当然だと思んですが。部長、いかがですか？

仲井福祉環境部長

人権擁護法案につきましては現在国会の方でいろいろと各種の党派の方から問題が出ながら、それを議論にして、どんな方向が一番いいのかというようなことを議論されているわけでございまして、あの、我々といたしましては、当然、近畿ブロック知事会、そして全国知事会、これは当然、各知事が直接、全国の知事と議論しながら要望をしていくということでございますし、たぶん個々の知事だけでは要望が弱くなるということも含めまして、全国知事会なり地域の副知事会で、そういった知事会の中で要望しようということでございますので、そういう方向の中でやっておりますし、あの、今後県独自の要求につきましては、県議会の方、それから各県の状況を踏まえながら、慎重に検討していきたいなあと考えております。

あの、私どものつかんでいる限りでは、近畿の知事会ですよ、今の問題が議論になったというようなことは聞いてないことなんですが、部長は、そのあたりの情報は得てらっしゃいますか？

仲井福祉環境部長

あの、1.4年度の6月の春の近畿ブロック知事会に、人権が尊重される社会福祉の実現として6番目に上がっております。

人権擁護法案の問題にかかわってですか。

仲井福祉環境部長

あの、この中で、人権擁護施策の推進ということがございまして、その中で、人権教育および人権啓発に関する法律に基づいて云々ということで、この施策の効果について実施するようというふうに。

人権擁護法案まで議論になってないでしょ。教育啓発だけですから。ですから、擁護法案にかかわっても、もう既に例えば私のほうの [redacted] あるとかですね、 [redacted] っていうような動きもありますので、もう一度この点にかかわって、庁内で議論していただいて、県としての姿勢をできる限り示していただければありがたい、こういうことです。で、あの、本部から要望書、たくさん項目があって、この一つひとつに議論する時間はなかったですけど、改めてお読みをいただいて、今の提起をしていることを考えていただきたいと思います。それでよろしいですか。

仲井福祉環境部長

あの、近畿ブロック知事会の件につきましては再度確認をさせていただきます。それから他の件につきましても、ただいま私が全部申し上げたとおりでございます。

すみません、室長さん、あの、全同対の方からは人権擁護法案について国への要望はなさらないんですか？

齊藤同和対策室長

少々お待ちください。

あの、近畿の同対協でもですね、この話を受けて、福井県としての同和対策に向けての、人権擁護法案にかかわったときに意見等国に要望すべく積極的に働きかけていただけたら、こういうことで室長、それでよろしいか。時間がないんだし。それでよろしいか？だから近同対あるでしょ。そこで人権擁護法案の問題等について、今日の話し合いを含めた形でですね、意見を積極的に述べていただいて、国に近同対としての要望も出せるように、そういう努力をお願いしたい、こういうことです。中身は近同対でそれぞれ議論があって…

齊藤同和対策室長

今年度の全同対からの国に対する要望書の中で法務省に対して、人権擁護案が審議されている。実効性のある制度の確立を図りたいと、いうふうに要望しています。

ま、それくらい自分もわかっているんですよ。今、議論をした問題があるでしょ。国の人権委員会だけでは駄目だとかね、色々あるでしょ。事務局をどこに置くとか、そういう問題に関わって解放同盟として具体的な提起をそれぞれの県にしているわけですから。ね、今もここで我々したんですから。そういうことを受けて、福井県としては、同対協にこういう意見を言っていくと。そういう見解をまとめておいていただきたいと思います。要望しているわけですよ。いいですか？

齊藤同和対策室長

今日こういうお話があったとはお伝えしたいと思います。

要望しとるということが伝わればいい。

だから、わからんかなあ、一人ひとりの問題だと言ったでしょ。メディア規制がちゃんとなったら、どうなるんですか、皆さん。皆さんが人権を侵害されたときにはどうするんですか。ということなんです。福井に人権行政の基本方針を作るべきだと言ってるのは、そのためなんです。私たちだけのために言ってる問題じゃないんだから。ね、いいですか。

返事せんかい。

福井県連としては、それを要望してるやということをはっきり言ってくれたらいい。

齊藤同和対策室長

わかりました。

福井県からもね。

どうも、今日は、ありがとうございました。実りある交渉とは言いにくいんですが、本日の交渉のまとめを

もう時間が迫ってますんで、簡単にまとめさせていただきますが、残念ながら、なかなか厳しいまとめとなる気がしますけど、前進した面もございます。全般的に見てね、前回と同じ回答が出てきてまして、そして、また、あの、我々の基本要件ね、これはやっぱりもっと理解していただかないと。基本要件の同和行政の方針、基本計画、そしてまた人権行政の方針、基本計画、それがなかったらね、いくら色々な事で、その時その時の話し合いで進めていくと言っておられますけれども、やはりそれはあくまで枝葉のことであって、中心の柱、幹がなかったら、どうにもならない。それが、同和行政の方針であり、基本計画ですね。また、人権行政の方針であり、基本計画ですわ。それがまあ、きょうの話し合いの中で、十分な回答が得られなんだと。これは非常に残念ですわ。しかし、これがこれで終わりというものではないです。私は、私どもはあくまでも追求して行きたいと思ってます。また、人権、実態調査については、再度検討していくと、前向きな回答を得たので、非常に期待はしとるんですから、ぜひひとつ、期待を裏切らないように頑張ってくださいと思っております。そして、また、特に部落の実態を調べていかない限り方針は出ないということを、ひとつ肝に命じて欲しい。いくら回りの一般の中で価値があるとかないとかいう話がもちろん大事なことや。しかし、我々はどういう日常、部落差別の中で苦しんで

いる、また侵害されているということ、やはりきちっと踏まえていかないと、同和行政に進展はないと思っています。それと、最後に人権擁護条例の中身について回答を見ても、ぜひひとつ今抜本修正してほしいということを全国的に展開しております。そういう意味を含めて、きょうの話し合いの中で要望したことを是非、取り上げていただきたいと思っております。簡単ですが今日はそういう総括にさせていただきます。まあ、付け加えていうと、後の道路関係ハード面については前向きな答えを得ておりますのでそれは、感謝をしています。どうもありがとうございました。

どうもご苦労さんでした。それでは最後に感想を [] をお願いします。

それじゃ、一言御礼を申し上げます。きょうは中央本部からも、大勢の者が参りまして、私たち県連の要望を皆さん方に、特に仲井部長さんを中心にして、振興局長さんの旭局長さんを中心にしてお話をさせていただきました。非常に熱心に、若干、真剣のあまり差別の実態をそのまま吐露するというか、皆様方にわかっていただく、理解をしていただくために、若干の文才のなさから、粗野な言葉も飛び出したかもしれませんが、その点は聡明な皆さんが善意に解していただければありがたいというように思います。で、あの、今の知事以下皆さんの責任ですから、責任を、立場をしっかりと踏まえていただいて、今、全国的に洋の東西を問わず、全国的に世界全体が、人権問題の大事さを捉えておる時期でございますので、特に福井県は行政の面で、10年の取り組みあるいは、将来のなくするための取り組み、これを行っているんですが、ま、個々問題には不十分なところもお互いにあると思えますし、今、総括の中で [] 言いましたが、そういうようなこともあります。ありますが、最初に、 [] しましたとおりの、差別の実態が今あります。この実態をね、見過ごしたり、ごまかしたり、見て見ぬふりをする中で、部落解放はあり得ません。いくら百万の言語をもって、字句を弄した狡猾な表現をしてもね、真実は一つ。この実態から今日的な差別の実態から学ぶ、このことが現実にならなければ、私はまやかしのものになって、ごまかしものになって、第二、第三の差別ができる、いうふうに思います。で、今、 [] 中学校で、差別事象が、今日の落書差別が起きております。これは、教育委員会の方へ、教育長の西藤教育長の西藤さんの方に、問題提起を教育委員会からしますけれども、これらについても現実の実態の中でそのような差別が起きています。同和教育を大事にする、顕現教育をやるんだ、部落は寝た子を起すんだ、いうことを言いながら、真剣に取り組んでいる []、その実態があるんです。それから、観光行政やって、 [] あれだけの立派な施設を作って、 [] から []、完成に近く、今、完成はしております。 [] 起きていませんが、 [] の中で、 [] が最初冒頭に申しましたとおりの、そういう差別事象が起きています。これは何かということ、土木行政の皆さん、そして県の職員全体が、目を開いてもらいたい、ということ。県行政の中に、部落出身の職員が一人もいない。これが近代産業の就職の門戸を閉ざされているということなんです。これはね、教育の次元の浅さもあるし、いろいろありますけれども、こころへんのところをひとつ、教育の担当者の方々はどこへんに問題があるんだ、いわゆる近代産業に就職の門戸を閉ざされているのは、福井県の県行政の中にあるんだということを、しっかり認識していただいて、子どもたちの育成、教育に努めていただきたい。一つよろしくお願いをしたいと思います。今日は、どうもお忙しい立場の皆様方が曲げて時間を裂いていただいて、熱心に討議をしていただいたことに対して感謝を申し上げますと共に、ありがとうございました。これからもよろしくお願ひ申し上げます。

部落解放同盟との懇談会出席者名簿（県関係者）

（平成14年8月22日）

所	属	職	氏名
県民生活部	生活企画課	次長	野坂國夫
		課長 企画主査	新宮塚浩和 治彦
福祉環境部	福祉政策課	部長	仲井公秀
		課長	和田康紀
		同和対策室長	齊藤莊二
		総括主任 企画主査	濱岸藤彰 明三
商工労働部	労働政策課	理事	山村輝子
		雇用対策室長	高間勇人
		主任 主事	長谷川雅幸 市
農林水産部	農林水産政策課	次長 参事	清水秀男 松田義一
土木部		次長	川口義夫
嶺南振興局		局長	旭川信昭
		次長	波清一
		技監	多田与治
		企画振興部長	堂田英治
		農業普及部長	岩本昭夫
		林業水産部長	渡辺一夫
農村整備部長	中山塚文和		
総務企画課長	山下義善		
振興課長	大島正己		
若狭健康福祉センター	小浜土木事務所	所長	中島正昭
		所長	定政邦彦
		次長	前川治一
教育庁	生涯学習課	次長	佐々木正博
		課長 参事 主任	高山建夫 下忠五郎 大谷甚蔵
	学校教育振興課 高校教育課	課長	藤原邦有
		課長 主任 指導主事	赤澤孝男 出村久仁 近江昌平
	義務教育課	課長	加山良子
		参事 主任	山田俊一 田邊重正
嶺南教育事務所		所長	辻義次